

金融機関と企業との取引慣行に関する調査報告書

平成 18 年 6 月

公正取引委員会

目次

第 1	調査の概要	1
1	調査の趣旨	1
2	調査対象等	1
(1)	調査対象	1
(2)	調査方法	1
(3)	調査期間	2
3	前回調査との比較について	2
第 2	金融業界の概要	3
1	金融業界における規制改革の動向－金融制度改革の変遷－	3
2	規制緩和後の相互参入等(業態間規制の緩和及び販売方法の多様化)	5
3	金融機関の融資姿勢	6
(1)	金融政策の影響	6
(2)	融資姿勢	7
(3)	ビジネスローンの登場	8
(4)	融資条件の書面化	8
4	前回調査時からの金利等の金融情勢の変化	9
第 3	金融機関との取引状況等	10
1	融資取引先金融機関数	10
2	メインバンクからの借入れ割合及び取引年数	10
3	融資取引先金融機関の変更状況	12
4	金融機関からの出資状況	13
第 4	融資を背景とした金融機関による要請等の実態	14
1	融資に関する取引条件の設定・変更	15
(1)	借り手企業からの借入れの申出がない時の借入れの要請	15
(2)	一定率以上の借入シェアを維持して借り入れることの要請	16
(3)	契約に定めた金利を引き上げることの要請	19
(4)	契約に定めた返済期限を前倒しすることの要請	21
(5)	債権保全の程度を超えた明らかに過剰な追加担保を差し入れることの要請	23
2	自己の提供する金融商品・サービスの購入要請	25
(1)	預金を創設・増額することの要請	25
(2)	預金以外の金融商品・サービスを購入することの要請	26
3	関連会社等との取引の強要	30
(1)	関連会社等の商品・サービスを購入することの要請	30
(2)	関連会社等と取引することの要請	32

4	競争者との取引の制限	34
(1)	他の金融機関から借入れをしないことの要請	34
(2)	関連会社等の競争者と取引をしないことの要請	36
5	借り手企業の事業活動への関与	36
(1)	金融機関も保有している他企業株式を譲渡しないことの要請	36
(2)	経営の自由度を著しく阻害されることの要請	38
6	要請に対する企業の受け止め方	39
(1)	要請に対する断りにくさについての企業の感じ方	39
(2)	意思に反して要請に応じた理由	40
第5	法令遵守等に対する金融機関等の取組状況	41
第6	競争政策上の評価	44
1	融資を背景とした金融機関による借り手企業に対する要請等	44
(1)	実態	44
(2)	独占禁止法上の考え方	45
2	金融機関のコンプライアンスの取組状況	48
(1)	業界全体としてのコンプライアンスの取組	48
(2)	各金融機関におけるコンプライアンスの取組	48
第7	今後の対応	50

第1 調査の概要

1 調査の趣旨

金融機関¹から融資を受けている事業者²（以下「借り手企業」という。）に対し金融機関が取引上の優越的地位を利用して金融商品を販売するなど借り手企業に対する不公正な取引の実態については、従前より、公正取引委員会として注視してきたところであり、平成13年7月には、「金融機関と企業との取引慣行に関する調査報告書 ―融資先企業に対する不公正取引の観点からのアンケート調査結果―」（以下「前回調査」という。）を公表して、こうした取引の実態について明らかにしている。また、これらについての独占禁止法上の考え方を、平成16年12月に「金融機関の業態区分の緩和及び業務範囲の拡大に伴う不公正な取引方法について」（以下「ガイドライン」という。）において示している。

しかしながら、最近においても都市銀行による借り手企業に対する優越的地位の濫用について、独占禁止法違反の排除勧告が行われるなど、依然として金融機関による借り手企業に対する濫用行為が行われているのではないかとの懸念があった。

以上のことから、金融機関と借り手企業等との取引について、前回調査において示した独占禁止法上の考え方に照らして問題となる不公正な取引の実態を明らかにし、取引の適正化に資することを目的として調査を行ったものである。

2 調査対象等

(1) 調査対象

金融機関、借り手企業

(2) 調査方法

調査は次の方法により関係者に対して実施した。

ア アンケート調査

(ア) 金融機関 発送数 684 社 回答数 623 社³（回収率 91.1%）

（都市銀行 5 行，地方銀行及び第二地方銀行（以下「地方銀行」という。） 111 行，信用金庫 292 庫，信用組合 173 組合，その他外国銀行・信託銀行等 103 行）

(イ) 借り手企業 発送数 2,000 社 回答数 1,299 社⁴（回収率 65.0%）

¹ 金融機関とは、銀行、信用金庫、信用組合などを指し、政府系金融機関、ノンバンク（預託業務を行わず、貸金業の規制等に関する法律第3条の登録を受け与信業務を行っている事業者）、証券会社、保険会社及び信託会社を除く。

² 決算報告書において短期借入の実績がある事業者

³ 623 社のうち 45 社については、企業に対する融資を行っていなかった。

⁴ 1,299 社のうち 233 社については、金融機関からの融資を受けていなかった。なお、回答のあった企業のうち中小企業の占める割合は 72.5%であった。

イ ヒアリング調査

借り手企業 13 社，業界団体等 12，計 25

(3) 調査期間

平成 18 年 2 月～平成 18 年 6 月

3 前回調査との比較について

前回調査では，短期借入金残高がある全国の法人事業者の中から無作為抽出により 5,000 社を選定してアンケート調査を行っている。今回は，短期借入金残高がある全国の法人事業者から無作為抽出により 2,000 社を選定してアンケート調査を行った。

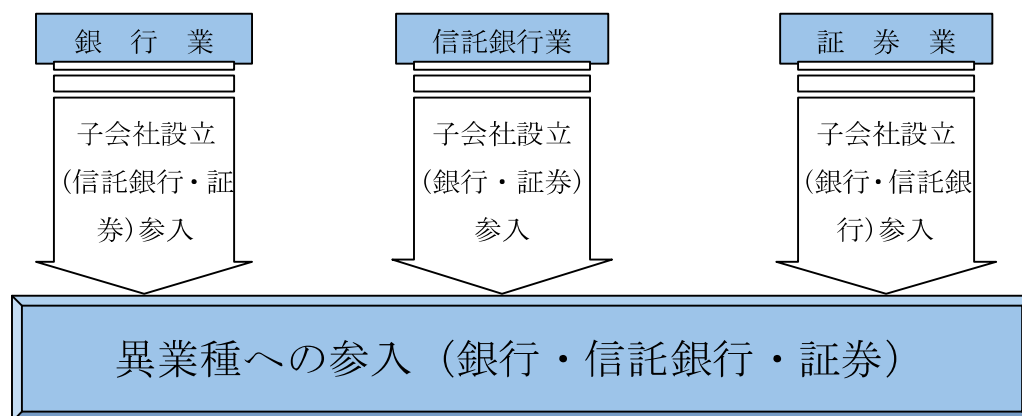
本報告書において，それぞれの項目で前回調査との比較を行っているが，アンケートの結果，前回調査と今回調査では，企業規模や業種，地域の構成等に差異がみられるため，アンケートに回答した企業につき必ずしも同質の集合とはみなせないことに留意する必要がある。

第2 金融業界の概要

1 金融業界における規制改革の動向－金融制度改革の変遷－

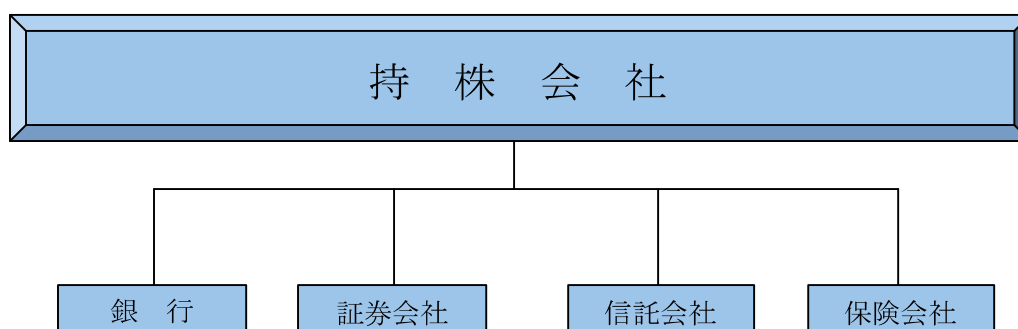
平成5年4月施行のいわゆる金融制度改革法により、銀行業、信託銀行業、証券業の間で、これらの業を営む金融機関及び証券会社は、いわゆる業態別子会社方式により他業態の業務に参加することが可能となった。

<業態別子会社方式>



その後、平成5年当時には独占禁止法で認められていなかった持株会社の設立が、同法改正により、平成9年12月より原則として自由にできることとなった。これを受けた銀行法、保険業法、証券取引法等の改正により平成10年3月から銀行、保険会社、証券会社等は持株会社を設立することが認められ、従来の業態別子会社方式による他業態の業務への参入に加えて、持株会社方式による他業態の業務への参入が可能となり、業態区分の緩和が一層進んだ。

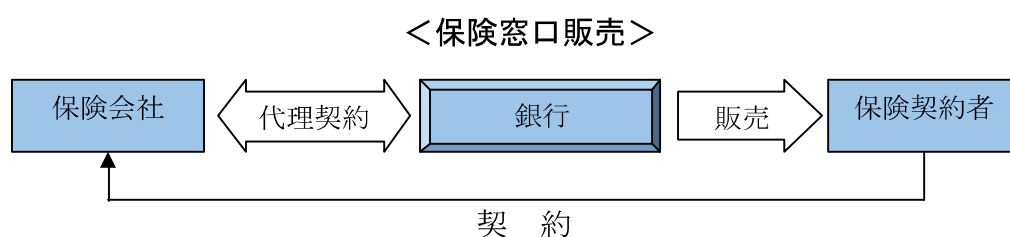
<持株会社方式>



また、銀行等については、銀行等自らが取り扱うことのできる業務の範囲も段階的に拡大してきている。

投資信託については、平成10年12月から銀行窓口等での販売が認めら

れた。また、保険についても、平成13年4月から銀行が住宅ローン関連信用生命保険、長期火災保険、債務返済支援保険、海外旅行傷害保険を取り扱うことが認められ、平成14年10月から個人年金保険等の取扱いも認められることとなった。さらに平成17年12月には一時払終身保険、一時払養老保険、平準払養老保険等の取扱いも認められた。その後2年間、金融機関による保険募集の実施状況や新たに講じることとしている弊害防止措置の実効性等をモニタリングしながら、全面解禁に移行することとなっている。



さらに、証券業についても、平成15年の証券取引法改正により、投資家が証券取引をより容易に行えるよう、証券仲介業制度が創設されたが、この証券仲介業務について、平成16年12月から、銀行がその業務を取り扱うことが可能となり、株式等が銀行の窓口等において取り扱われることとなった。

＜金融関連法制度改正の経緯＞

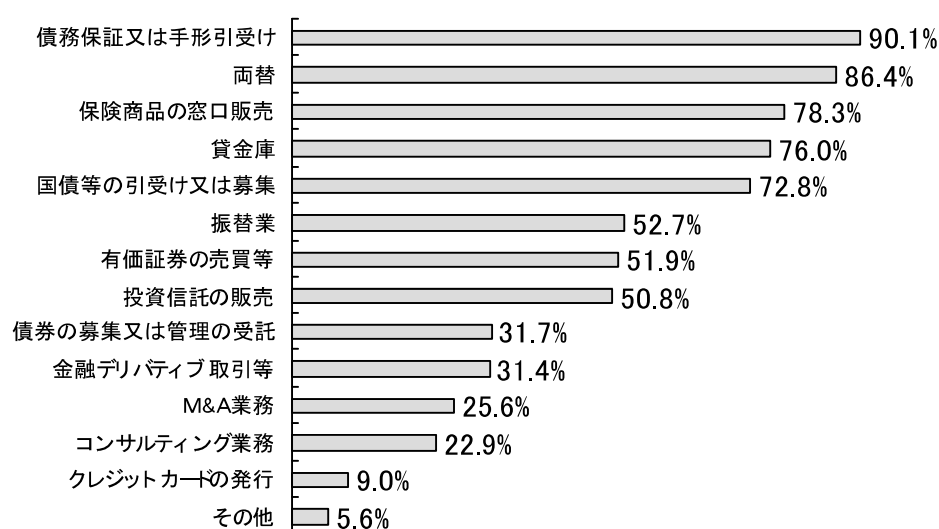
H5. 4	銀行・信託銀行・証券の子会社方式による相互参入解禁（H4.6金融制度改革法）
H8. 10	生命保険・損害保険の子会社方式による相互参入解禁（H7.6保険業法改正）
H9. 12	改正独占禁止法施行（持株会社の解禁）（H9.6独占禁止法改正）
H10. 3	銀行持株会社、保険持株会社の解禁（H9.12金融持株会社関連二法）
H10. 12	銀行による投資信託販売の解禁（H10.6金融システム改革法） 証券会社の免許制から登録制への移行（同） 保険業・証券業の子会社方式による相互参入解禁（同）
H11. 10	証券取引の委託手数料の完全自由化（H10.6金融システム改革法） 保険会社の銀行子会社設立解禁（同） 証券子会社の業務範囲の制限の撤廃（同）
H12. 10	銀行の保険子会社設立解禁（H10.6金融システム改革法）
H13. 4	銀行等による保険募集業務の一部解禁（長期火災保険、海外旅行傷害保険等）（H12.5保険業法改正）

H14. 11	金融会社の議決権保有の規制対象から証券会社を除外（H14. 5独占禁止法改正）
H14. 10	銀行等による保険募集業務の範囲拡大（個人年金保険等）（H14. 8保険業法施行規則改正）
H16. 4	証券仲介業制度の創設（H15. 5証券取引法改正）
H16. 12	銀行による証券仲介業務の開始（H16. 6証券取引法改正）
H17. 12	銀行等による保険募集業務の範囲拡大（H17. 7保険業法施行規則改正）
(H19. 12)	銀行等による保険募集業務の全面解禁（予定）

2 規制緩和後の相互参入等（業態間規制の緩和及び販売方法の多様化）

上記1を受け、各金融機関の他業態の業務への参入は活発化しているといわれている。金融機関の業務について質問したところ、相互参入関連事業として保険商品の窓口販売を行っている金融機関が78.3%という結果であった。

<金融機関の業務（複数回答）>



有効回答数＝567（金融機関アンケート）

借り手企業等へのヒアリングによると金融機関は資金貸付による金利収入よりも、保険商品の窓口販売などの手数料収入（フィービジネス）による収益を増加させようとする傾向があり、この理由としては貸し倒れなど

貸付には一定のリスクがあるのに対し、媒介や代理といった取次業務は金融機関にとってはリスクがないためとのことであった。

また、金融機関によってはグループ会社との棲み分けがある。例えば関連会社に信託会社がある場合は、当該会社において信託業務を行うなどのそれぞれの経営上の方針により参入状況に差があるといわれている。

3 金融機関の融資姿勢

(1) 金融政策の影響

ア 金融再生プログラム

日本の金融システムと金融行政に対する信頼を回復し、世界から評価される金融市場を作るためには、主要行の不良債権問題を解決させる必要があるとして、平成 14 年 10 月に金融再生プログラムが公表された。同プログラムで、平成 16 年度までに主要行の不良債権比率を半分程度に低下させ、不良債権問題の正常化を図るほか、中小企業の金融環境が著しく悪化することのないようにセーフティーネットを講じることが盛り込まれ、中小企業貸出に対して十分配慮すべき事項が示された。

イ リレーションシップバンキング⁵の機能強化に関するアクションプログラム

金融再生プログラムに基づき、地方銀行、第二地方銀行、信用金庫、信用組合などの中小・地域金融機関の不良債権処理について、主要行のビジネスモデルとは異なる特性を有するリレーションシップバンキングの在り方について金融審議会において議論が行われ、その議論を踏まえ、平成 15 年 3 月に、各金融機関のリレーションシップバンキング機能を強化し、中小企業の再生と地域経済の活性化を図るための各種取組を進めることによって、不良債権問題も同時に解決していくことを目指して「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」（以下「旧アクションプログラム」という。）が公表された。

こうした取組の実効性を確保するため、各金融機関はリレーションシップバンキングの機能強化計画を金融庁に提出し、計画実施状況のフォローアップ、その取りまとめ公表が半期ごとに行われた。

ウ 金融改革プログラムと新アクションプログラム

さらに、利用者の満足度が高く、国際的にも高い評価が得られるような金融システムを「官」の主導ではなく「民」の力によって実現す

⁵ リレーションシップバンキングとは、一般的には「金融機関が顧客との間で親密な関係を長く維持することにより顧客に関する情報を蓄積し、この情報を基に貸出等の金融サービスの提供を行うビジネスモデル」とされる。

る必要があるとして、平成 16 年 12 月、「金融改革プログラム」が公表された。また、同プログラムにおいては、地域密着型金融（リレーシヨシップバンキング）の一層の推進を図るため、旧アクションプログラムについて実績等の評価を行った上で、新たなアクションプログラムを策定することとされ、金融審議会における議論を経て、平成 17 年 3 月、「地域密着型金融の機能強化の推進に関するアクションプログラム」（以下「新アクションプログラム」という。）が公表された。

新アクションプログラムにおいては、①地域密着型金融の継続的な推進、②地域密着型金融の本質を踏まえた推進、③地域の特性や利用者ニーズ等を踏まえた「選択と集中」による推進、④情報開示等の推進とこれによる規律付け、の基本的な考え方がまとめられ、具体的な取組として「事業再生・中小企業金融の円滑化」、「経営力の強化」、「地域の利用者の利便性向上」の 3 つの柱が整理された。

また、金融庁においては、地域密着型金融の確実な推進を図るため、各金融機関に対して「地域密着型金融推進計画」の策定・公表を要請し、平成 17 年 10 月には金融庁においてそれらを取りまとめ、公表した。

エ 金融検査マニュアルの改訂

平成 14 年 2 月に政府から発表された「早急に取り組むべきデフレ対応策」を受けて、金融庁において平成 14 年 6 月に、債務者の経営実態の把握の向上に資するため、金融庁が金融機関に対する検査の際に用いる金融検査マニュアルの中小・零細企業等の債務者区分の判断に係る検証ポイント及び検証ポイントに係る運用例からなる「金融検査マニュアル別冊（中小企業融資編）」（以下「別冊」という。）が作成され、公表された。

その後、旧アクションプログラムを受け、検査に際して、債務者である中小企業の実情に即したきめ細やかな実態把握に一層努めるため、平成 16 年 2 月、別冊の改訂が行われた。また、当該改訂においては、金融機関の中小企業に対する積極的な働きかけ、再生への取組を重視し、債務者区分の判断等の際に勘案することとともに、運用例の追加等がなされた。

(2) 融資姿勢

商工会議所のような融資を受けている事業者の団体（以下「事業者団体」という。）へのヒアリングによると、各金融機関の融資姿勢は、リレーシヨシップバンキングなどを受け、中小・零細企業に対する融資が以前と比べて積極的に行われるようになったといわれている。このため以前に言われていた「貸し渋り・貸し剥がし」といった問題は減少しているという。

一方、借り手企業へのヒアリングによると、業績が回復していない企業にとっては、依然として融資について厳しい状況が続いているとの意見も聞かれた。

金融庁において、旧アクションプログラムの策定・公表以降の2年間における金融機関の取組全体に対する評価をみるため、「中小・地域金融機関に対する利用者等の評価に関するアンケート調査」を平成17年3月から4月にかけて実施しており、同アンケート調査に対する利用者等からの回答によると、金融機関の取組全体に対する評価は、「大変進んでいる」及び「進んでいる」とする積極的な評価が45.4%であり、「あまり進んでいない」及び「全く進んでいない」とする消極的な評価の37.4%を上回るものとなっている。

(3) ビジネスローンの登場

新アクションプログラムの中では担保・保証に過度に依存しない融資の創設についても掲げられており、無担保・無保証による融資商品（以下「ビジネスローン」という。）の開発が各金融機関で進められるようになった。事業者団体へのヒアリングによると、従来は担保や保証によって金融機関側のリスクが軽減されていたことにより金利条件面も軽減されていたが、ビジネスローンではそのリスクを金利条件に転嫁して融資が行われるため、借り手企業の財務内容により金利条件の差が大きくなるとのことである。したがって、各金融機関によってビジネスローンが進められるようになった結果、企業の事業規模などには関係なく、財務内容の良い企業に対しては金融機関同士の競争が活発化し、積極的な融資姿勢がみられる一方、財務内容の悪い企業に対しては消極的な融資姿勢となるとという二極化傾向が進んでいるとのことであった。

(4) 融資条件の書面化

金融機関から融資を受ける方法として、手形貸付、手形割引⁶、証書貸付⁷、当座貸越⁸の4形態があり、一般的に多いのは手形貸付や商業手形といわれている。手形貸付は、借用書の代わりに振出人を借り手企業、受取人を金融機関、券面額を貸付金額とし、支払期日を記載した約束手形を借り手企業が金融機関に差し入れることによって行われる。しかし、利率、最終返済期限、返済方法、利息支払といった基本的事項を記載する箇所が手形券面上には存在しない状況がみられ、独占禁止法上の問題を誘発するおそれがあるとの指摘を前回調査において行ったところであ

⁶ 手形割引とは、金融機関が企業から手形の額面の一定率を割り引き（利息を先取りする）する形で買い取るもの。ここでいう手形割引とは、割引を依頼する企業が実際の商取引に当たって取得したものを指す。

⁷ 証書貸付とは、借用書（金銭消費貸借証書）を作成する融資形態を指す。

⁸ 当座貸越とは、当座預金口座がある場合に残高を超える支払分を銀行が貸越という形で貸し付けるものを指す。

る。

借り手企業へのアンケート（以下「企業アンケート」という。）において融資申込みに際して、融資条件が記載された書面の交付状況を確認したところ、書面の交付を受けたとの回答が 88.9%、書面の交付を受けていないとの回答が 11.1%であった。

また、書面の交付を受けていないと回答した企業に対し、金融機関に対して交付を要求しているかを確認したところ、要求したとの回答が 4.0%、要求していないとの回答が 96.0%という結果であった。要求していないと回答した企業に対して要求しない理由について確認したところ、「慣習として書面を交付してもらわなくても内容を理解しているため」と回答した企業が 35.1%、次いで「慣習として書面を交付してもらうことがなく、口頭でのやりとりのため」が 28.9%という結果であった。

4 前回調査時からの金利等の金融情勢の変化

前回調査時の平成 13 年 7 月頃は、日本経済が長期にわたり低迷する最大の要因が不良債権処理問題にあるとされ、前回調査直前の平成 13 年 4 月には不良債権の迅速な処理を中心とする「緊急経済対策」が経済対策閣僚会議において決定された。しかし、現在では、主要行の不良債権比率は低下（平成 14 年 3 月期決算で平均 8.4%に対し同 17 年 3 月期決算で平均 2.9%）しており、不良債権の最終処理が着実に進められている⁹。

また、金利についてみると、銀行の貸出金利は低下傾向にあり、国内銀行の新規の貸出約定平均金利は、平成 13 年 7 月末の 1.71%に対し、平成 18 年 4 月末では 1.363%にまで低下している¹⁰。

以上のような現状について、「日本経済 2005-2006」¹¹によると、「長らく減少を続けてきた民間銀行貸出は回復してきている。」とされており、また、「企業向け貸出をみると、…中小企業は 97 年末の金融危機以降、資金繰り面で総じて厳しい金融環境に置かれたが、最近は中小企業の過剰債務が低下し、不良債権問題が克服される中で、銀行の貸出態度が緩和している」、「貸出業務を巡る需給環境をみると、…中小企業向けの積極的な貸出姿勢の下で、新規の貸出金利は低下傾向を巡っている。」とされている。

⁹ 「金融庁の 1 年（平成 16 事務年度版）」による。

¹⁰ 日本銀行「貸出約定平均金利」による。

¹¹ 「日本経済 2005-2006—デフレ脱却へ向けての現状と課題—平成 17 年 12 月」（内閣府政策統括官（経済財政分析担当））

第3 金融機関との取引状況等

1 融資取引先金融機関数

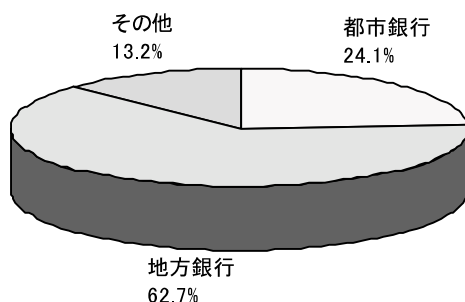
企業アンケート調査によると、借り手企業が金融機関から融資を受けるに当たり、複数の金融機関と取引をしている状況がみられた。融資取引先数は平均で5.5行であり、前回調査（7.8行）に比べて減少傾向¹²にある。

借り手企業へのヒアリングによると、借り手企業が複数の金融機関と取引をする理由として、一つの金融機関とのみ取引をしている場合、当該金融機関からの資金調達が不測の事態により困難になったとき、経営に大きな影響を与えるおそれがあり、そのような事態を回避し、安定した資金調達を行うために複数の金融機関と取引を行っているとのことであった。

2 メインバンクからの借入れ割合及び取引年数

取引先金融機関の中で借入残高の割合が最も高い金融機関（以下「メインバンク」という。）を金融機関別にみると、都市銀行であるとする借り手企業が24.1%、地方銀行が62.7%、その他が13.2%という結果であった。

＜メインバンクの割合＞



有効回答数=978（企業アンケート）

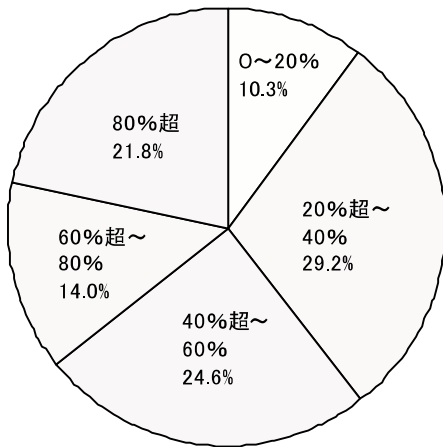
さらに、借り手企業が金融機関から受けている全融資額のうちメインバンクの融資の占める割合について質問したところ、「20%超から40%」とする割合が29.2%と最も多い回答であった。

「20%超から40%」とする割合は前回調査においても47.2%と最も高かったが、その割合は今回調査では減少している。一方、「80%超」とする割合は前回調査（7.1%）に比べ大きく増加した。

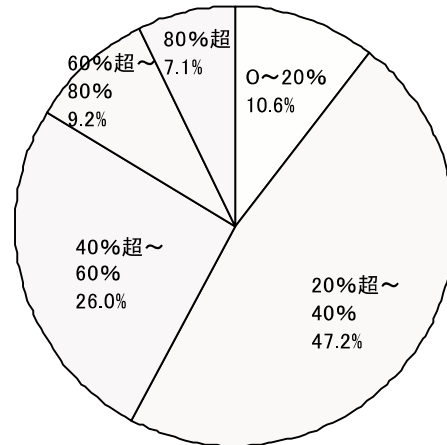
¹² 前回調査と今回調査の間に、都市銀行等において統合が進んでおり、その絶対数が減少していることが、融資取引先金融機関数の減少やメインバンクからの融資が占める割合の増加に一定の影響を及ぼしていると考えられる。

＜メインバンクからの融資が占める割合＞

今回調査



前回調査

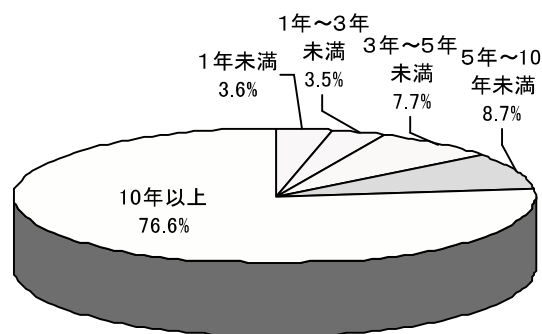


有効回答数＝978（企業アンケート）

なお、メインバンクからの融資が占める割合の平均をみるため、選択肢である回答割合の中間値に対して回答のあった割合の加重平均の値をみたところ、前回調査では41.1%，今回調査では51.5%となった。この結果からみると、メインバンクへの依存の程度が増していることが分かる。

また、メインバンクとの取引年数について質問したところ、取引年数が「10年以上」とする者が76.6%という結果であった。

＜メインバンクとの取引年数＞

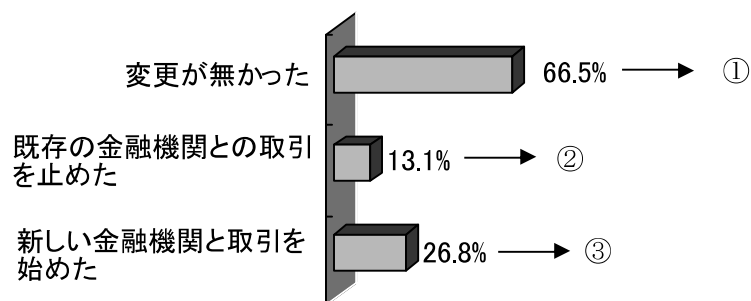


有効回答数＝978（企業アンケート）

3 融資取引先金融機関の変更状況

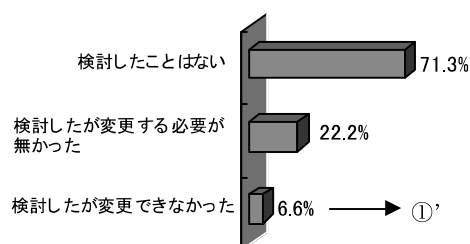
企業アンケート調査において、平成13年以降、融資を受けている金融機関に変更があったか質問したところ、66.5%は「変更が無かった」という回答であった。また、「変更が無かった」と回答した企業に対して、変更を検討したことがあるか質問してみたところ、28.8%の者は検討を行っていた。さらに、「検討したが変更できない」を選択した企業にその理由について質問したところ、「他の金融機関と取引を開始しようとしても、拒絶されるおそれがあるため」と回答した者が47.7%、次いで「既存の金融機関との関係があったため」と回答した者が31.8%という結果であった。

<平成13年以降の取引先金融機関の変更状況（複数回答）>



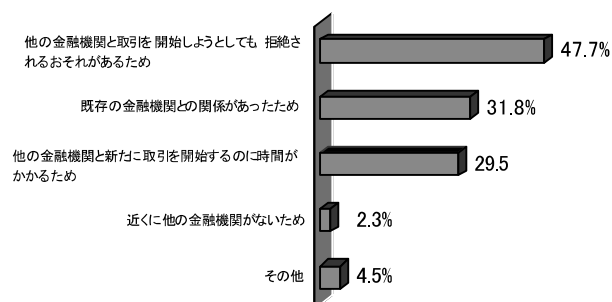
有効回答数=1005（企業アンケート）

<① 変更が無かったとする者の理由>



有効回答数=668（企業アンケート）

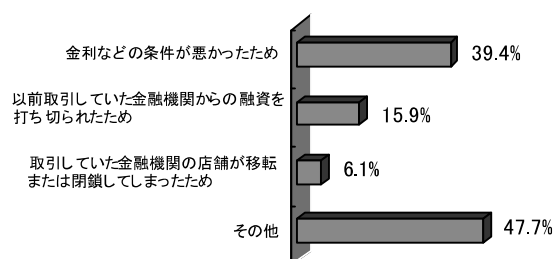
<①' 検討したが変更できなかった理由（複数回答）>



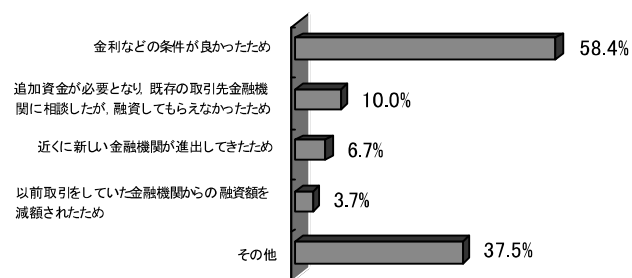
有効回答数=44（企業アンケート）

また、既存の金融機関との取引を止めたと回答した企業に対して、その理由を聞いたところ、「金利などの条件が悪かったため」という回答が39.4%であった。新しい金融機関と取引を始めた企業では「金利などの条件が良かったため」という回答が58.4%であった。

<②既存の金融機関との取引を止めた理由(複数回答)>



<③新しい金融機関と取引を始めた理由(複数回答)>



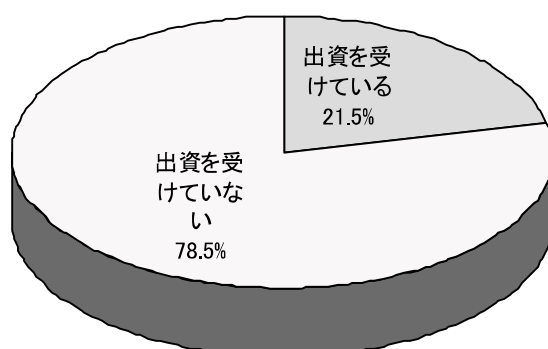
有効回答数=132(企業アンケート)

有効回答数=269(企業アンケート)

4 金融機関からの出資状況

企業アンケート調査において、金融機関からの出資について質問したところ、21.5%の企業が出資を受けていた。

<金融機関からの出資状況>



有効回答数=1057(企業アンケート)

第4 融資を背景とした金融機関による要請等の実態

金融機関と借り手企業との取引慣行を把握するため、以下の項目について企業アンケート調査を行い、各項目ごとに、「融資に関連して金融機関から要請を受けたか」、要請を受けた企業に対し「要請に応じたことがあるか」、要請に応じた企業に対し「意思に合致していたか」、について回答を求めた。それぞれの項目において、結果を前回調査と比較しながら、その変化について確認する。

< 融資に関する取引条件の設定・変更 >

- ・ 借り手企業からの借入れの申出がない時の借入れの要請
- ・ 一定率以上の借入シェアを維持して借り入れることの要請
- ・ 契約に定めた金利を引き上げることの要請
- ・ 契約に定めた返済期限を前倒しすることの要請
- ・ 債権保全の程度を超えた明らかに過剰な追加担保を差し入れることの要請

< 自己の提供する金融商品・サービスの購入要請 >

- ・ 預金を創設・増額することの要請
- ・ 預金以外の金融商品・サービスを購入すること

< 関連会社等との取引の強要 >

- ・ 関連会社等の商品・サービスを購入することの要請
- ・ 関連会社等と取引することの要請

< 競争者との取引の制限 >

- ・ 他の金融機関から借入れをしないことの要請
- ・ 関連会社等の競争者と取引をしないことの要請

< 借り手企業の事業活動への関与 >

- ・ 金融機関も保有している他企業株式を譲渡しないことの要請
- ・ 経営の自由度を著しく阻害されることの要請

1 融資に関する取引条件の設定・変更

(1) 借り手企業からの借入れの申出がない時の借入れの要請

前回調査では、取引上優越した地位にある金融機関が借り手企業に対して、次のような行為を行うことは独占禁止法上問題となるとの指摘を行ったところである。

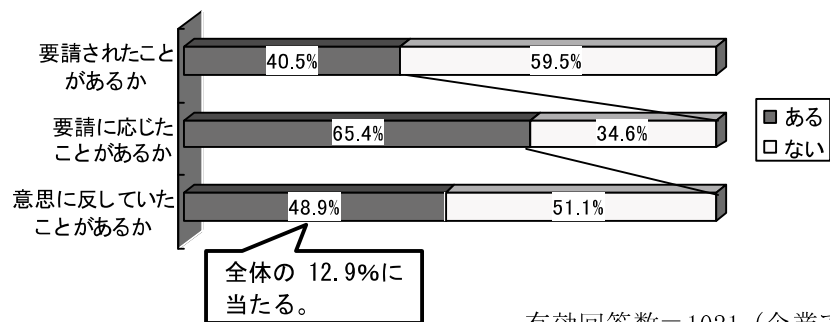
○ 借り手企業に対して、要請に応じなければ次回の融資が困難となる旨を示唆すること等によって、期末を越える短期間の借入れを余儀無くさせること。

企業アンケート調査において、「借入を必要としていない時期に借入を要請されたことがあるか¹³」との質問をしたところ、40.5%（前回調査 33.3%）の企業が要請されたことがあるとの回答であった。

要請されたことがあると回答した企業に対し、要請に応じたことがあるかを質問したところ、応じたことがあると回答した企業が 65.4%（前回調査 78.5%）であった。

また、要請に応じたことがあると回答した企業に対し、意思に反していたかを質問したところ、48.9%（前回調査 47.7%）が意思に反していたとの回答であった。（この「意思に反して応じた」とする者の割合は全体の 12.9%に当たる。）

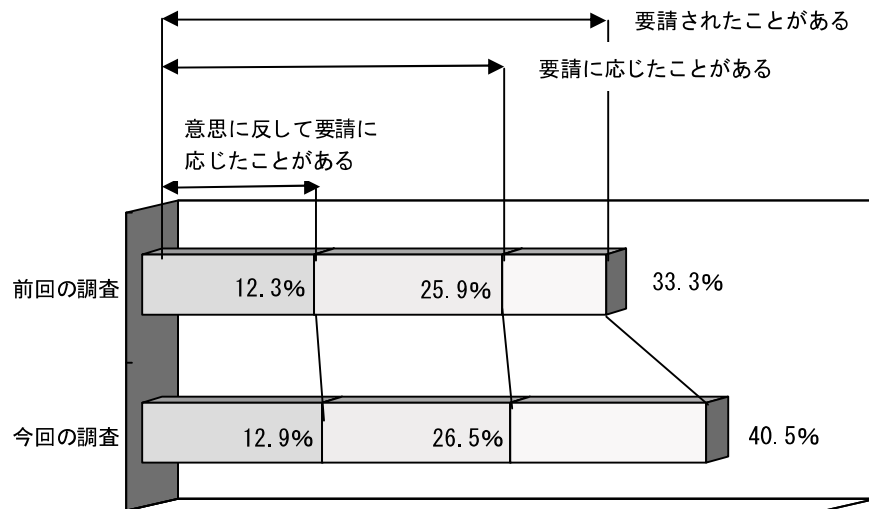
<借り手企業からの借入れの申出がない時の借入れの要請>



有効回答数=1021（企業アンケート）

¹³ 前回調査においては、「期末を越える短期間の借入れ（金融機関側の決算期末を跨ぐ借入れ）をすること」との質問であったが、借り手企業へのヒアリングによると、「借入れの要請は期末にされることがほとんどである」とのことであったので、前回調査の質問と今回の調査の質問とは実質的に同一内容と考えられることから、両者の調査結果の比較を行った。

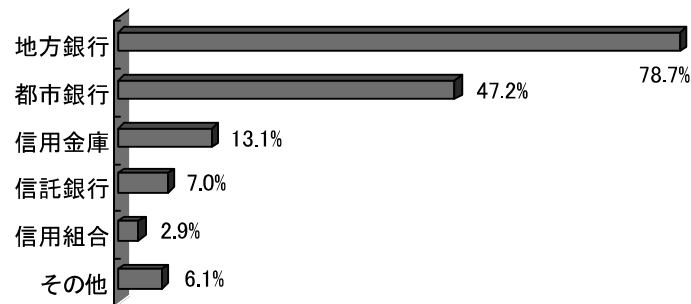
＜前回調査との比較（全体に対する割合）＞



前回調査と比較すると、要請をされた借り手企業が増加しており、要請に応じた企業割合等、それぞれの全体に対する割合も増加している。

当該要請を行ってきた金融機関について質問したところ、都市銀行が47.2%，地方銀行が78.7%という結果であった。

＜要請を行ってきた金融機関（複数回答）＞



有効回答数＝413（企業アンケート）

借り手企業へのヒアリングでは以下のような事例がみられた。

- 取引先金融機関より、当該金融機関の決算時期において、当社としては必要としていないのに、貸出率を上げる目的のため1週間ほどの短期の借入を要請された。

(2) 一定率以上の借入シェアを維持して借り入れることの要請

前回調査では、取引上優越した地位にある金融機関が借り手企業に対して、次のような行為を行うことは独占禁止法上問題となるとの指摘を行ったところである。

- 借り手企業に対して、要請に応じなければ次回の融資が困難となる旨を示唆すること等によって、一定率以上の借入れシェアを維持した借入れを余儀無くさせること。

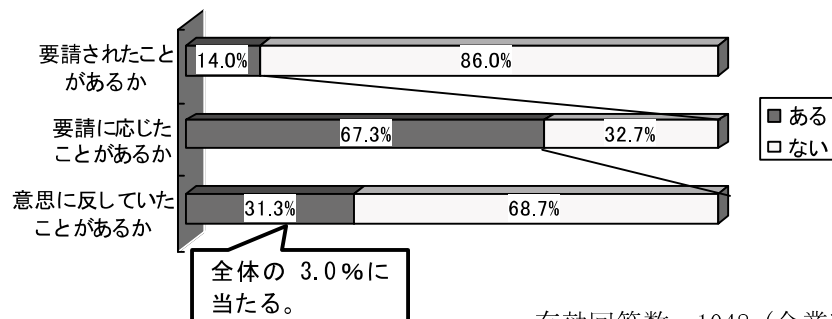
企業アンケート調査において、融資の申込みに際して、「今までの借入シェアを落とさないよう、借入総額に対する一定率以上を継続して借り入れるようにと要請されたことがあるか」を質問したところ、14.0%（前回調査 27.4%）の企業が要請されたことがあるとの回答であった。

要請されたことがあると回答した企業に対し、要請に応じたことがあるかを質問したところ、応じたことがあると回答した企業が 67.3%（前回調査 74.8%）であった。

また、要請に応じたことがあると回答した企業に対し、意思に反していたかを質問したところ、31.3%（前回調査 38.2%）が意思に反していたとの回答であった。（この「意思に反して応じた」とする者の割合は全体の 3.0%（前回調査 7.8%）に当たる。）

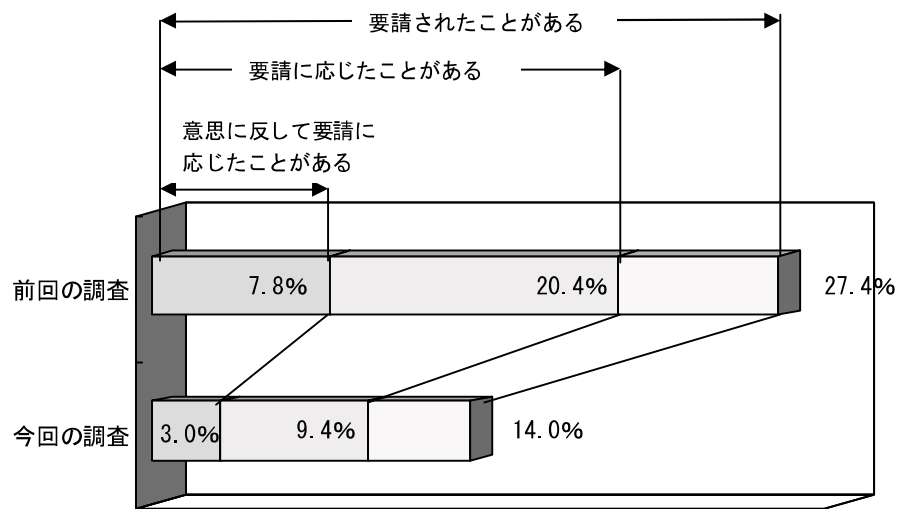
前回調査と比較すると要請された企業、要請に応じた企業、意思に反して応じた企業、それぞれの全体に対する割合ともすべて減少している結果であった。

<一定率以上の借入シェアを維持して借り入れることの要請>



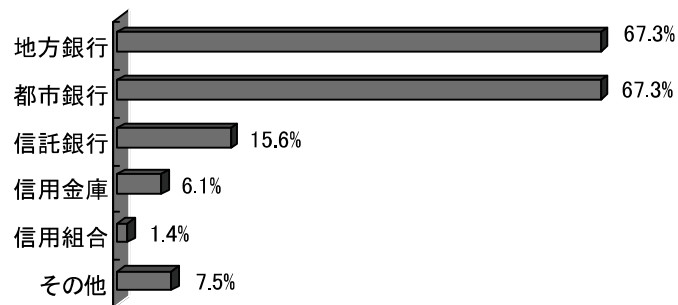
有効回答数=1048（企業アンケート）

＜前回調査との比較（全体に対する割合）＞



当該要請を行ってきた金融機関について質問したところ、都市銀行、地方銀行とも 67.3% という結果であった。

＜要請を行ってきた金融機関（複数回答）＞



有効回答数＝147（企業アンケート）

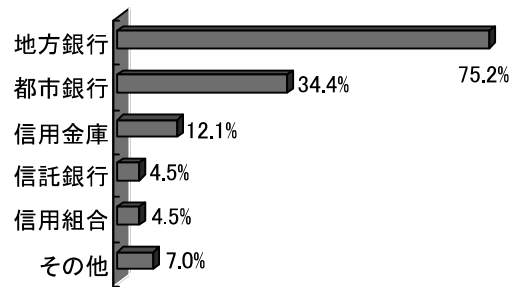
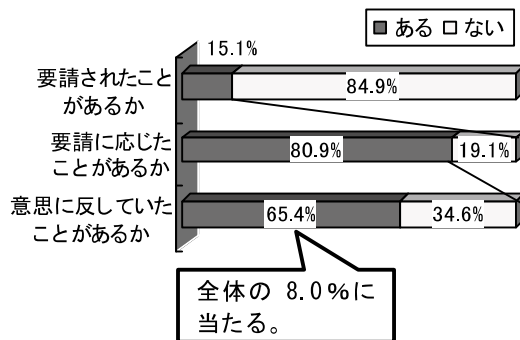
さらに、返済の前倒しをしようとした際に期末残高や月末残高のシェアを維持するために返済を遅らせるよう要請されたことがあるかの質問をしたところ、15.1%の企業が要請されたことがあるとの回答であった。

要請されたことがあると回答した企業に対して、その要請に応じたことがあるかを質問したところ、応じたことがあると回答した企業が 80.9%，その要請に応じたことが意思に反していたとする回答が 65.4%であった。（この「意思に反して応じた」とする者の割合は全体の 8.0%であった。）

当該要請を行ってきた金融機関について質問したところ、都市銀行が 34.4%，地方銀行が 75.2% という結果であった。

<返済を遅らせること>

<要請を行ってきた金融機関(複数回答)>



有効回答数=1037 (企業アンケート)

有効回答数=157 (企業アンケート)

借り手企業へのヒアリングでは以下のような事例がみられた。

- 中小企業金融公庫からの融資を予定していたため、当社としては必要としていなかったのに、他行からの借入シェアを意識して、借入を要請してくる。

(3) 契約に定めた金利を引き上げることの要請

前回調査では、取引上優越した地位にある金融機関が借り手企業に対して、次のような行為を行うことは独占禁止法上問題となるとの指摘を行ったところである。

- 借り手企業に対し、その責めに帰すべき正当な事由がないのに、要請に応じなければ今後の融資等に関し不利な取扱いをする旨を示唆すること等によって、契約に定めた変動幅を超えて金利の引上げを受け入れさせること。

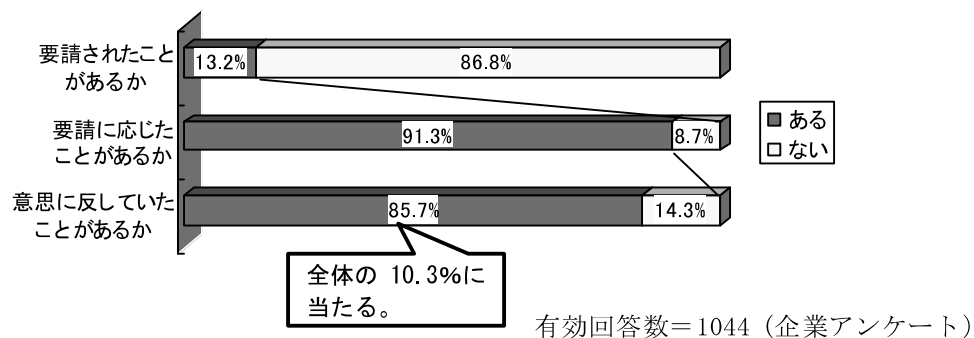
企業アンケート調査において、融資期間中に、既借入分について、契約に定めた金利の引上げを要請されたことがあるかを質問したところ、13.2% (前回調査 7.7%) の企業が要請されたことがあるとの回答であった。

要請されたことがあると回答した企業に対し、要請に応じたことがあるかを質問したところ、応じたことがあると回答した企業が 91.3% (前回調査 83.0%) であった。

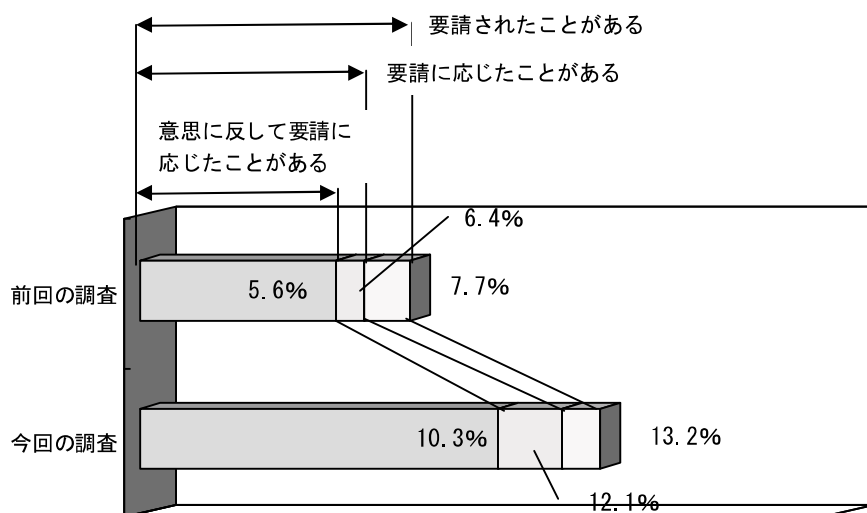
また、要請に応じたことがあると回答した企業に対し、意思に反していたかを質問したところ、85.7% (前回調査 87.8%) が意思に反していたとの回答であった。(この「意思に反して応じた」とする者の割合は全体の 10.3% (前回調査 5.6%) に当たる。)

前回調査と比較すると要請された企業、応じた企業、意思に反して応じた企業、それぞれの全体に対する割合はいずれも増加している。

<契約に定めた金利を引き上げることの要請>

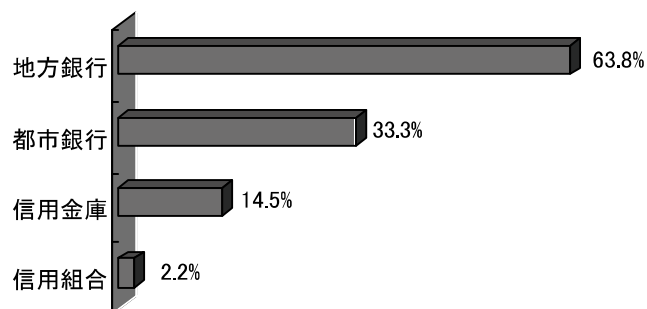


<前回調査との比較 (全体に対する割合)>



当該要請を行ってきた金融機関について質問したところ、都市銀行が 33.3%、地方銀行が 63.8% という結果であった。

<要請を行ってきた金融機関 (複数回答)>



有効回答数=138 (企業アンケート)

借り手企業へのヒアリングでは以下のような事例がみられた。

- 金融機関内部における格付けが下がったとして、金利条件の見直しを要請された。格付けについては何も説明してくれないし、聞いても教えられないと言われる。
- 2期連続で赤字が出たこともあり、金融機関内部の格付けが大幅に下がったという理由で、1%弱の金利アップを要請された。不満はあるが、しかたがないと思っている。

(4) 契約に定めた返済期限を前倒しすることの要請

前回調査では、取引上優越した地位にある金融機関が借り手企業に対して、次のような行為を行うことは独占禁止法上問題となるとの指摘を行ったところである。

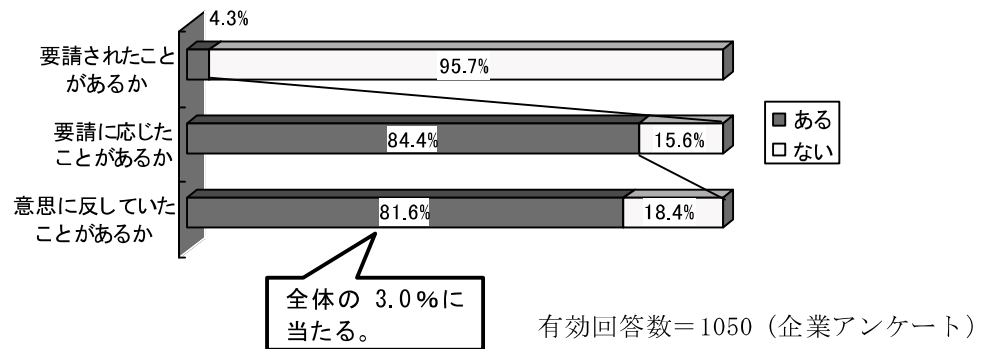
- 借り手企業に対し、その責めに帰すべき正当な事由がないのに、要請に応じなければ今後の融資等に関し不利な取扱いをする旨を示唆すること等によって、契約に定めた返済期限が到来する前に返済させること。

企業アンケート調査において、融資期間中に、既借入分について、契約に定めた返済期限の前倒しを要請されたことがあるかの質問をしたところ、4.3%（前回調査 5.3%）の企業が要請されたことがあるとの回答であった。

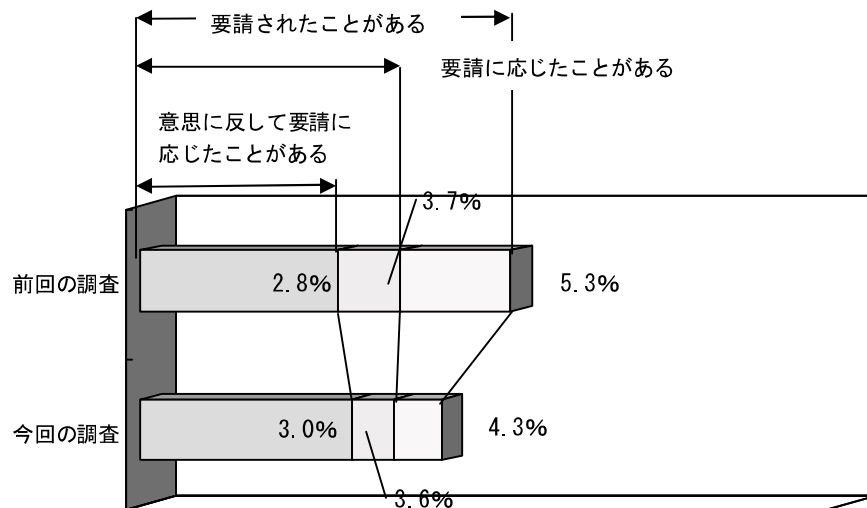
要請されたことがあると回答した企業に対し、要請に応じたことがあるかを質問したところ、応じたことがあると回答した企業が84.4%（前回調査 70.5%）であった。また、要請に応じたことがあると回答した企業に対し、意思に反していたかを質問したところ、81.6%（前回調査 75.2%）が意思に反していたとの回答であった。（この「意思に反して応じた」とする者の割合は全体の3.0%（前回調査 2.8%）に当たる。）

前回調査と比較すると要請されたことがある者の割合は減少していたが、意思に反して応じたとする者の全体に対する割合は横ばいであった。

<契約で定めた返済期限を前倒しすること>

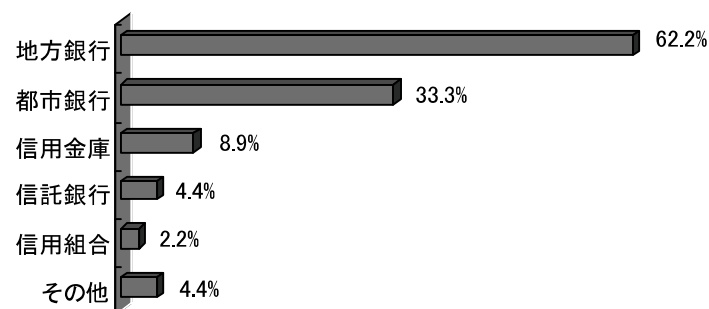


<前回調査との比較 (全体に対する割合)>



当該要請を行ってきた金融機関について質問したところ、都市銀行が 33.3%，地方銀行が 62.2% という結果であった。

<要請を行ってきた金融機関 (複数回答)>



有効回答数=45 (企業アンケート)

借り手企業へのヒアリングでは以下のような事例がみられた。

- 一方的に融資が止められ、停止理由についても「本部の意向」ということ以外の説明が全くされなかった。
- 親会社の業績不振を理由に、既借入分の返済の前倒しを要請され、またその時から突然に手形の割引を断られるようになり、全く予想していなかったため大変な思いをした。

(5) 債権保全の程度を超えた明らかに過剰な追加担保を差し入れることの要請

前回調査では、取引上優越した地位にある金融機関が借り手企業に対して、次のような行為を行うことは独占禁止法上問題となるとの指摘を行ったところである。

- 債権保全に必要な限度を超えて、過剰な追加担保を差し入れさせること。

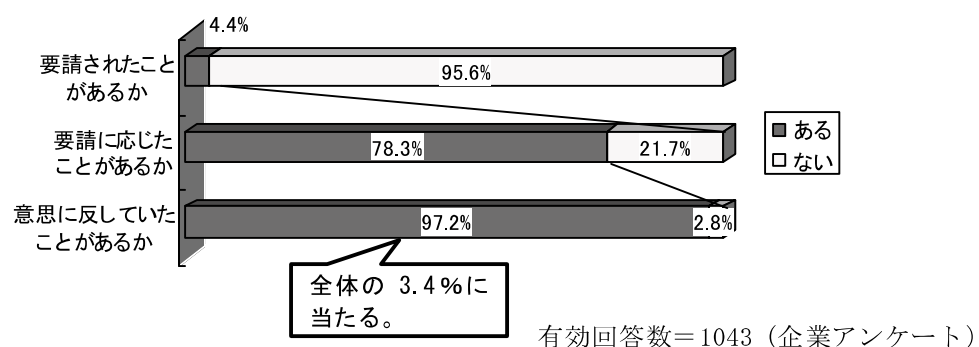
企業アンケート調査において、融資期間中に、既借入分について、債権保全等のため必要と認められる限度を超えた明らかに過剰な追加担保を差し入れるように要請されたことがあるかの質問をしたところ、4.4%（前回調査 4.7%）の企業が要請されたことがあるとの回答であった。

要請されたことがあると回答した企業に対し、要請に応じたことがあるかを質問したところ、応じたことがあると回答した企業が78.3%（前回調査71.1%）であった。

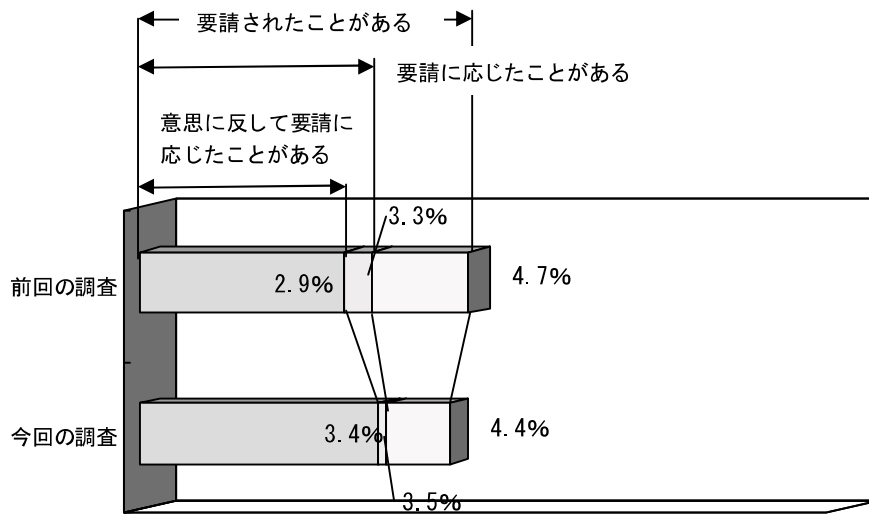
また、要請に応じたことがあると回答した企業に対し、意思に反していたかを質問したところ、97.2%（前回調査92.6%）が意思に反していたとの回答であった。（この「意思に反して応じた」とする者の割合は全体の3.4%（前回調査2.9%）に当たる。）

前回調査と比較すると、それぞれの割合に大きな変化はみられなかった。

<債権保全の程度を超えた明らかに過剰な追加担保を差し入れることの要請>

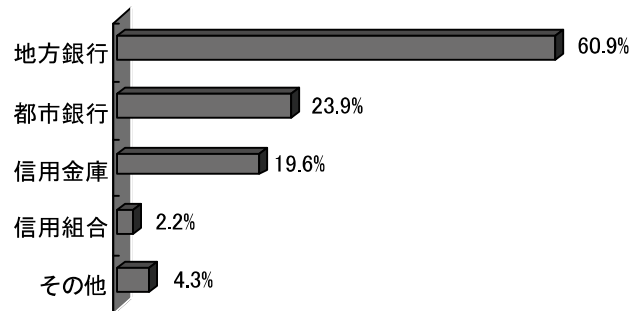


＜前回調査との比較（全体に対する割合）＞



当該要請を行ってきた金融機関について質問したところ、都市銀行が23.9%，地方銀行が60.9%という結果であった。

＜要請を行ってきた金融機関（複数回答）＞



有効回答数＝46（企業アンケート）

借り手企業へのヒアリングでは以下のような事例がみられた。

- 金融機関と当社の間で取り決めた当座貸越の枠を金融機関が一方的に10億円減額した上、当社が提供している担保価値が低下しているとして、数億円の追加担保を要請された。担保価値がなぜ低下しているのかについての説明もない。
- 約定どおり返済していたのに、当社が提供していた担保（株券）を金融機関が一方的に売却して返済（繰上返済）に充てられた。

2 自己の提供する金融商品・サービスの購入要請

前回調査では、取引上優越した地位にある金融機関が借り手企業に対して、次のような行為を行うことは独占禁止法上問題となるとの指摘を行ったところである。

- 債権保全に必要な限度を超えて、融資に当たり定期預金等の創設・増額を受け入れさせ、又は預金が担保として提供される合意がないにもかかわらず、その解約払出しに応じないこと。
- 借り手企業に対し、要請に応じなければ融資等に関し不利な取扱いをする旨を示唆して、自己の提供するファームバンキング¹⁴、デリバティブ商品¹⁵、社債受託管理等の金融商品・サービスの購入を要請すること。

(1) 預金を創設・増額することの要請

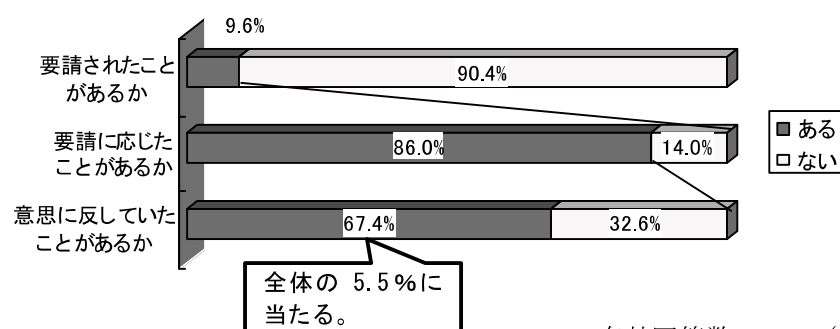
企業アンケート調査において、融資の申込みの際又は融資実行後に、「預金を創設・増額するように」と要請されたことがあるかの質問をしたところ、9.6%（前回調査 20.2%）の企業が要請されたことがあるとの回答であった。

要請されたことがあると回答した企業に、要請に応じたことがあるかを質問したところ、応じたことがあると回答した企業が 86.0%（前回調査 89.5%）であった。

また、要請に応じたことがあると回答した企業に対し、意思に反していたかを質問したところ、67.4%（前回調査 62.3%）が意思に反していたとの回答であった。（この「意思に反して応じた」とする者の割合は全体の 5.5%（前回調査 11.2%）に当たる。）

前回調査と比較すると、要請された企業、要請に応じた企業の全体に対する割合はいずれも減少している。

<預金を創設・増額することの要請>

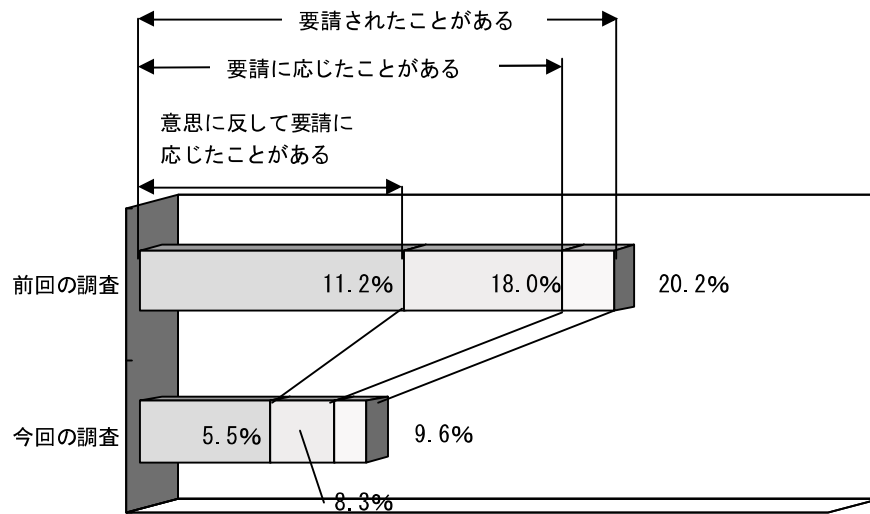


有効回答数=1047（企業アンケート）

¹⁴ ファームバンキングとは、企業のコンピュータと銀行のコンピュータを通信回線で接続し、各種の銀行取引や情報提供をオンラインで行うシステムを指す。

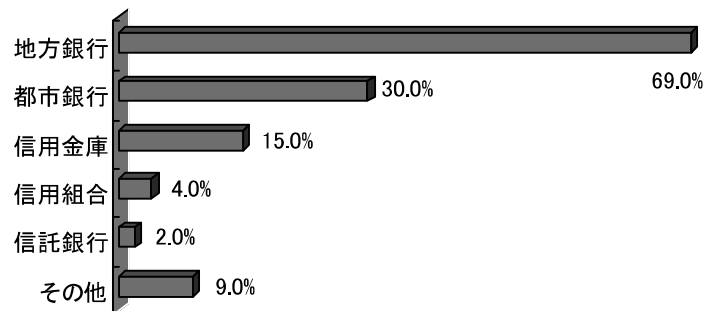
¹⁵ デリバティブ商品とは、預金、為替、債権、株式等の従来の金融商品から副次的に派生した商品で、金融先物、スワップ、オプション等を指す。

＜前回調査との比較（全体に対する割合）＞



当該要請を行ってきた金融機関について質問したところ、都市銀行が30.0%，地方銀行が69.0%という結果であった。

＜要請を行ってきた金融機関（複数回答）＞



有効回答数＝100（企業アンケート）

借り手企業へのヒアリングでは以下のような事例がみられた。

- 最近はあまりないが、融資をしていることを理由に、当社が特に必要としていない預金口座の開設を要請された。

(2) 預金以外の金融商品・サービスを購入することの要請

企業アンケート調査において、融資の申込みの際又は融資実行後に、「金融商品・サービスを購入するように」と要請されたことがあるかの質問をしたところ、14.7%（前回調査 23.1%）の企業が要請されたことがあるとの回答であった。

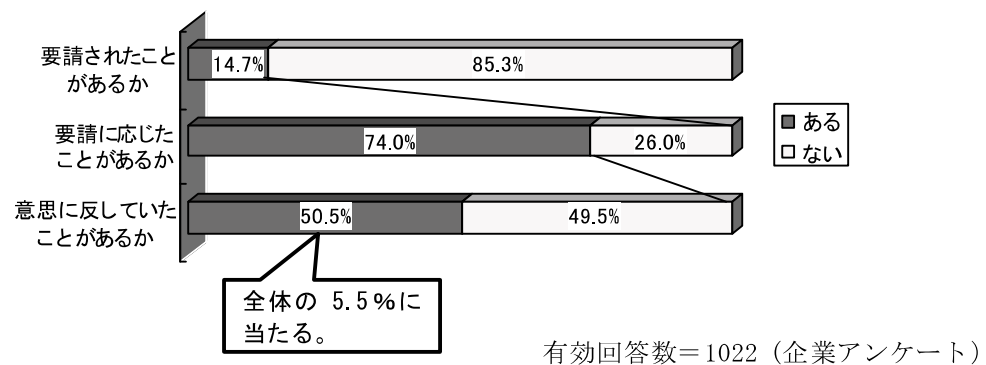
要請されたことがあると回答した企業に、要請に応じたことがあるか

を質問したところ、応じたことがあると回答した企業が 74.0%（前回調査 80.2%）であった。

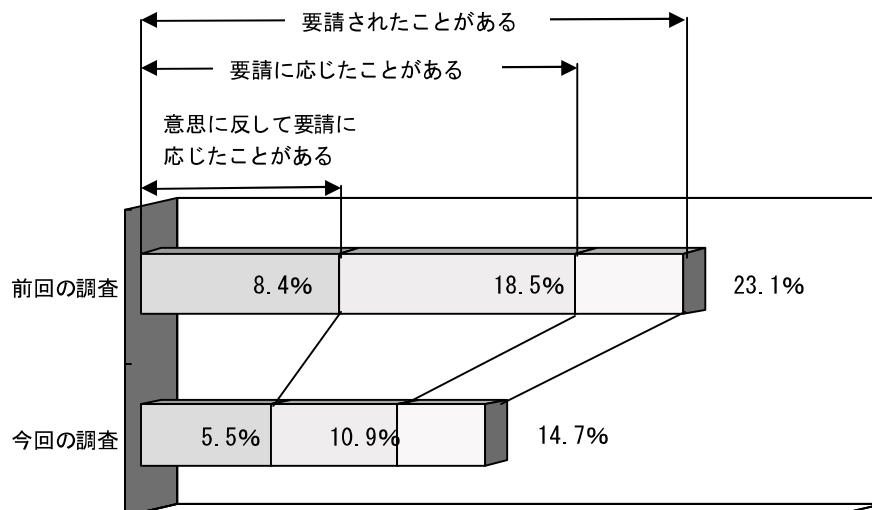
また、要請に応じたことがあると回答した企業に対し、意思に反していたかを質問したところ、50.5%（前回調査 47.1%）が意思に反していたとの回答であった。（この「意思に反して応じた」とする者の割合は全体の 5.5%（前回調査 8.4%）に当たる。）

前回調査と比較すると要請を受けた企業、要請に応じた企業の全体に対する割合はいずれも減少している。

＜預金以外の金融商品・サービスを購入することの要請＞

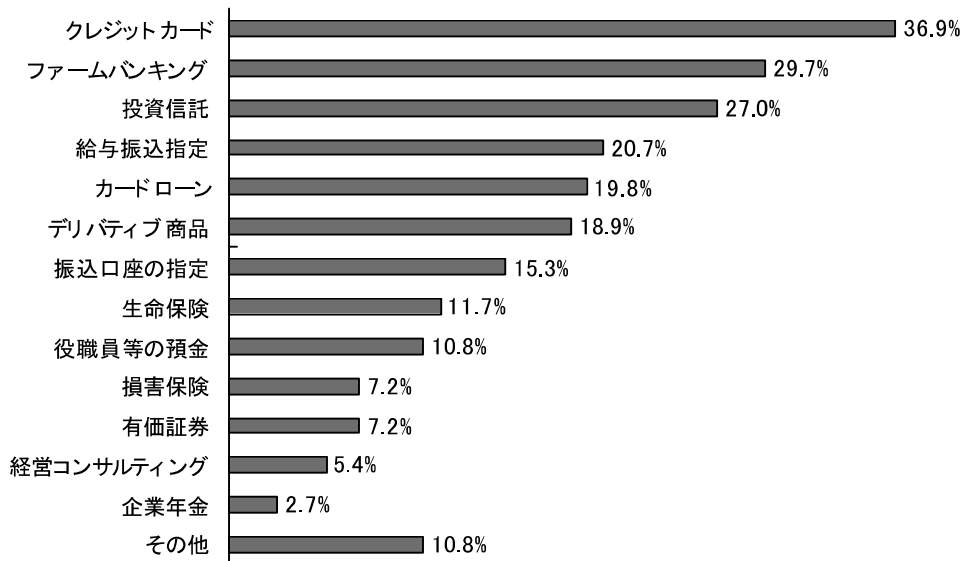


＜前回調査との比較（全体に対する割合）＞



また、要請に応じたことがある者に対して、どのような金融商品・サービスの要請があったかについて質問したところ、「クレジットカード」が 36.9%、次いで「ファームバンキング」が 29.7%という結果であった。

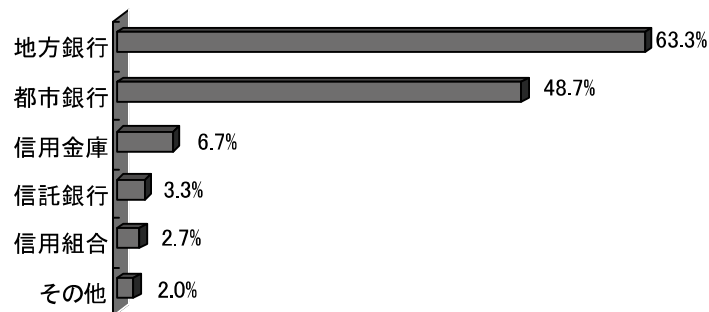
＜要請をされた金融商品・サービス（複数回答）＞



有効回答数＝111（企業アンケート）

当該要請を行ってきた金融機関について質問したところ、都市銀行が48.7%、地方銀行が63.3%という結果であった。

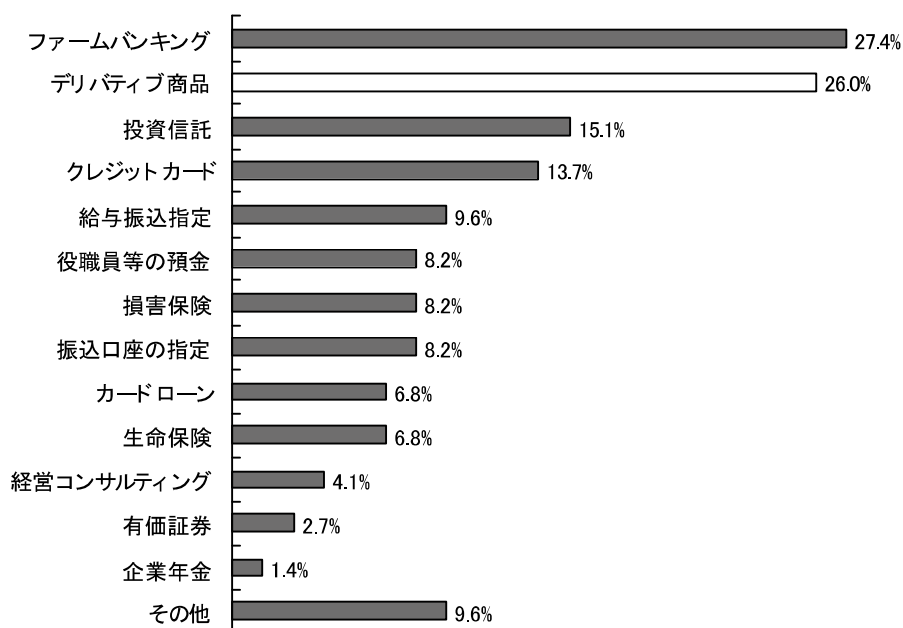
＜要請を行ってきた金融機関（複数回答）＞



有効回答数＝150（企業アンケート）

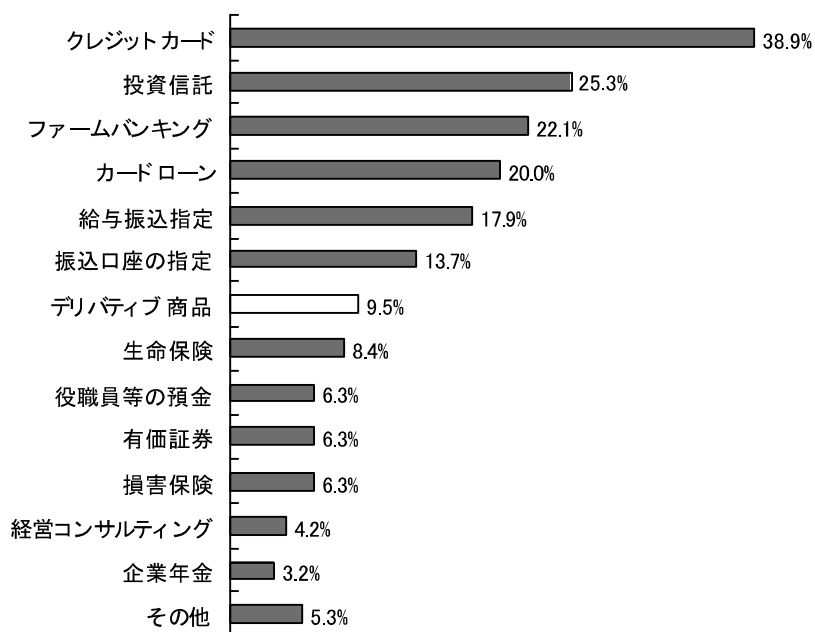
ヒアリングによると、都市銀行では、手数料収益の増収のため、商品設計の複雑なデリバティブ商品などの営業を積極的に行っているが、逆に地方銀行などでは、そういった商品の取扱いを敬遠する傾向があるとのことであった。都市銀行、地方銀行別に集計すると、金融機関から購入の要請を受けた金融商品・サービスのうち「デリバティブ商品」については、都市銀行が26.0%と地方銀行の9.5%より高い割合となっていた。

<都市銀行から要請された金融商品・サービス（複数回答）>



有効回答数=73（企業アンケート）

<地方銀行から要請された金融商品・サービス（複数回答）>



有効回答数=95（企業アンケート）

借り手企業へのヒアリングでは以下のような事例がみられた。

- 銀行の担当者から「そちらから保険商品の紹介を依頼したことにしてくれ。」と言われ、金融機関が保有している個人情報を利用して営業を行うことに同意する趣旨の書類に署名させられた。
- クレジットカードの作成を要請され、当社としては特に必要を感じなかったが、要請に応じた。作成後は使用せずに保管しておくだけであるが、年会費がかかる。
- デリバティブ商品の営業を受けた際、当方が損をする内容ではないかと思われたので、その旨指摘したところ、銀行の担当者より「損をしてください。」という説明を受けた。

3 関連会社等との取引の強要

前回調査では、金融機関が融資等を通じた影響力を背景として、次のような行為を行うことは独占禁止法上問題となるとの指摘を行ったところである。

- 融資に当たり、要請に応じなければ融資等に関し不利な取扱いをする旨を示唆して、自己の関連会社等が提供する保険等の金融商品の購入を要請すること。
- 融資に当たり、要請に応じなければ融資等に関し不利な取扱いをする旨を示唆して、社債の引受けや企業年金運用の受託等の金融サービスの購入を要請すること。
- 融資に当たり、自己の関連会社等と継続的に取引するよう強制すること。

(1) 関連会社等の商品・サービスを購入することの要請

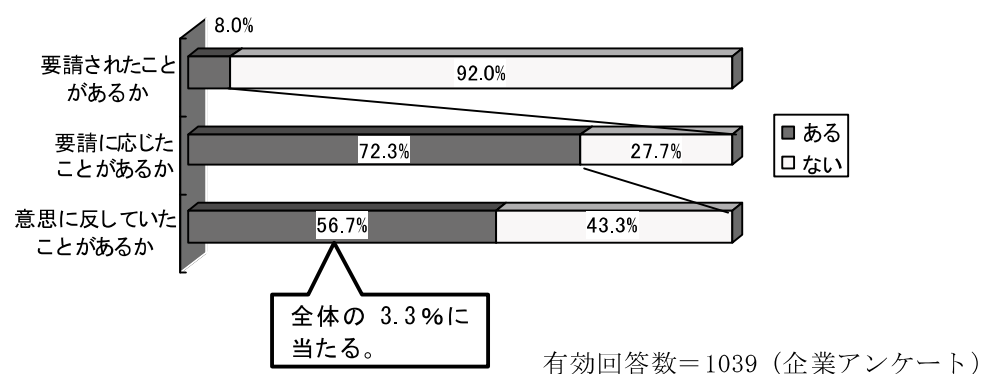
企業アンケート調査において、融資の申込みの際又は融資実行後に、「当行（庫）の関連会社等の商品・サービスを購入するように」と要請されたことがあるかを質問したところ、8.0%（前回調査 12.4%）の企業が要請されたことがあるとの回答であった。

要請されたことがあると回答した企業に対し、要請に応じたことがあるかを質問したところ、応じたことがあると回答した企業が 72.3%（前回調査 69.3%）であった。

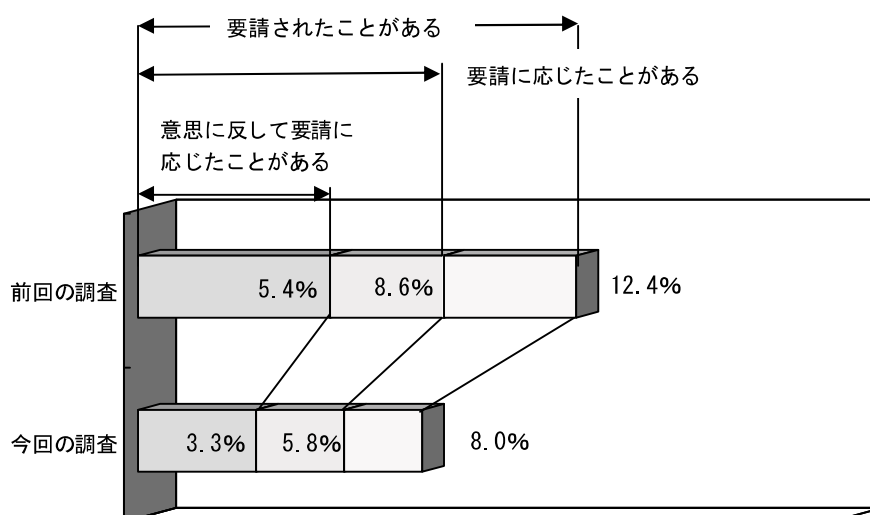
また、要請に応じたことがあると回答した企業に対し、意思に反していたかを質問したところ、56.7%（前回調査 63.7%）が意思に反していたとの回答であった。（この「意思に反して応じた」とする者の割合は全体の 3.3%（前回調査 5.4%）に当たる。）

前回調査と比較すると要請された企業、要請に応じた企業の全体に対する割合はいずれも減少している。

<関連会社等の商品・サービスを購入することの要請>

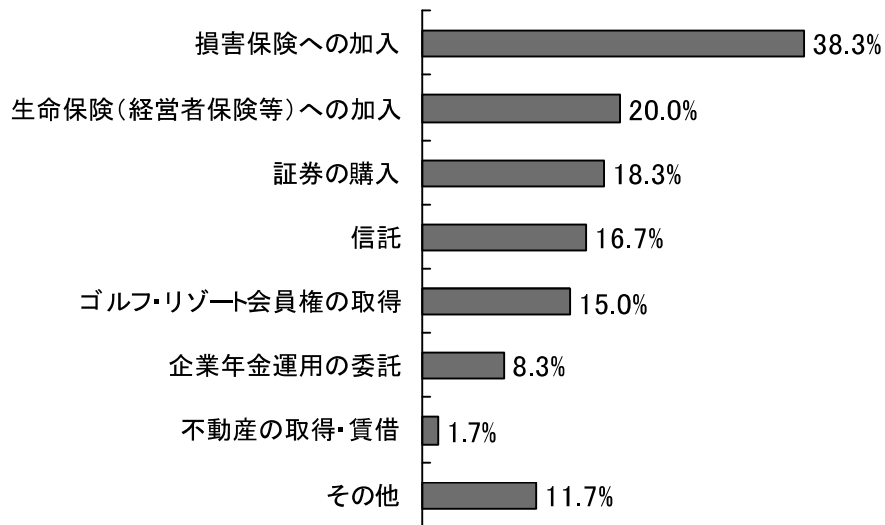


<前回調査との比較（全体に対する割合）>



また、要請に応じたことがある者に対して、金融商品・サービスの種類について質問したところ、「損害保険への加入」が 38.3%，次いで「生命保険（経営者保険等）への加入」が 20.0% という結果であった。

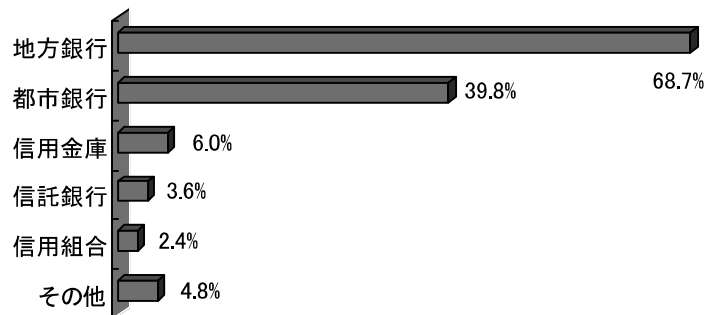
＜要請された金融商品・サービス（複数選択）＞



有効回答数=60（企業アンケート）

当該要請を行ってきた金融機関について質問したところ、都市銀行が39.8%、地方銀行が68.7%という結果であった。

＜要請を行ってきた金融機関（複数回答）＞



有効回答数=83（企業アンケート）

借り手企業へのヒアリングでは以下のような事例がみられた。

- 金融機関の関連会社である経済研究所の会員になるよう要請された。毎年約5万円の会費がかかる。

(2) 関連会社等と取引することの要請

企業アンケート調査において、融資の申込みの際又は融資実行後に、主たる業務に係る仕入先等について、「当行（庫）の関連会社等と取引す

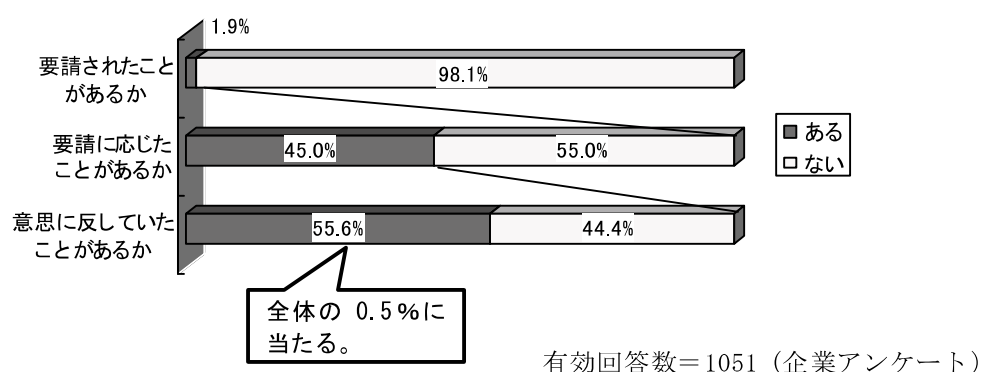
るように」又は「取引先を当行（庫）の関連会社等に変更するように」と要請されたことがあるかを質問したところ、1.9%（前回調査 4.3%）の企業が要請されたことがあるとの回答であった。

要請されたことがあると回答した企業に対して、要請に応じたことがあるかを質問したところ、応じたことがあると回答した企業が 45.0%（前回調査 57.3%）であった。

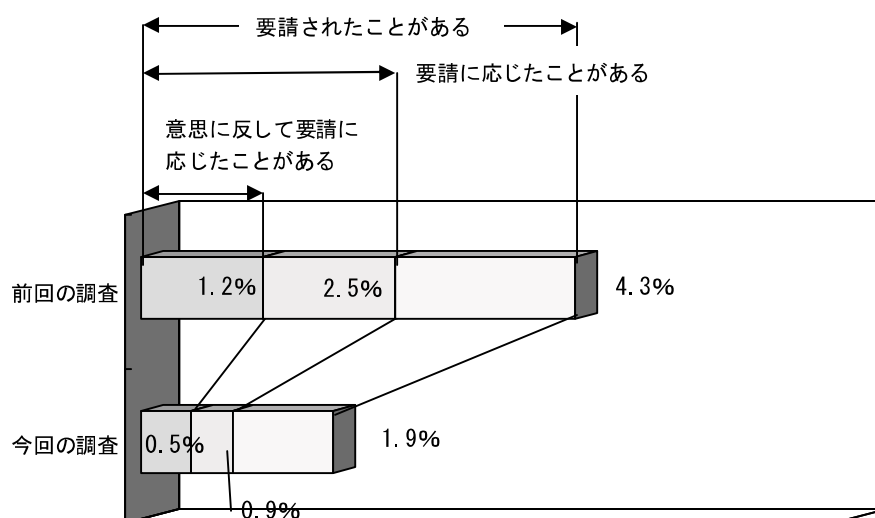
また、要請に応じたことがあると回答した企業に対し、意思に反していたかを質問したところ、55.6%（前回調査 50.5%）が意思に反していたとの回答であった。（この「意思に反して応じた」とする者の割合は全体の 0.5%（前回調査 1.2%）に当たる。）

前回調査と比較すると要請を受けた企業、要請に応じた企業の全体に対する割合はいずれも減少している。

＜関連会社等と取引することの要請＞

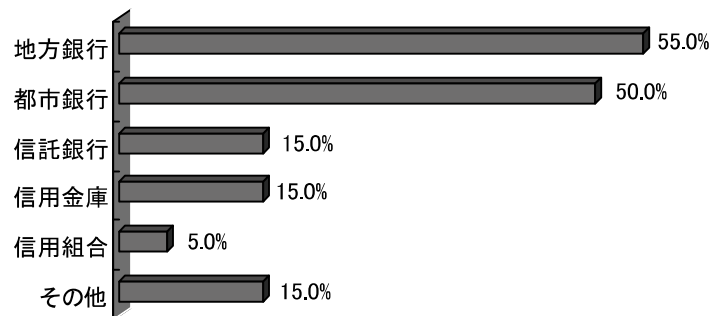


＜前回調査との比較（全体に対する割合）＞



当該要請を行ってきた金融機関について質問したところ、都市銀行が50.0%、地方銀行が55.0%という結果であった。

＜要請を行ってきた金融機関（複数回答）＞



有効回答数=20（企業アンケート）

借り手企業へのヒアリングでは以下のような事例がみられた。

- 住宅の販売に際して、金融機関の関連会社が取扱う火災保険を付け、販売するように要請された。

4 競争者との取引の制限

前回調査では、金融機関が融資等を通じた影響力を背景として、次のような行為を行うことは独占禁止法上問題となるとの指摘を行ったところである。

- 借り手企業に対し、他の金融機関から借入れを行う場合には貸出条件等を不利にする旨を示唆して、他の金融機関から借入れをしないよう要請すること。
- 自己の関連会社等の競争者との取引を制限することを条件として融資を行うこと。

(1) 他の金融機関から借入れをしないことの要請

企業アンケート調査において、融資の申込みに際して、「他の金融機関から借入れをしないように」と要請されたことがあるかの質問をしたところ、4.1%（前回調査 4.5%）の企業が要請されたことがあるとの回答であった。

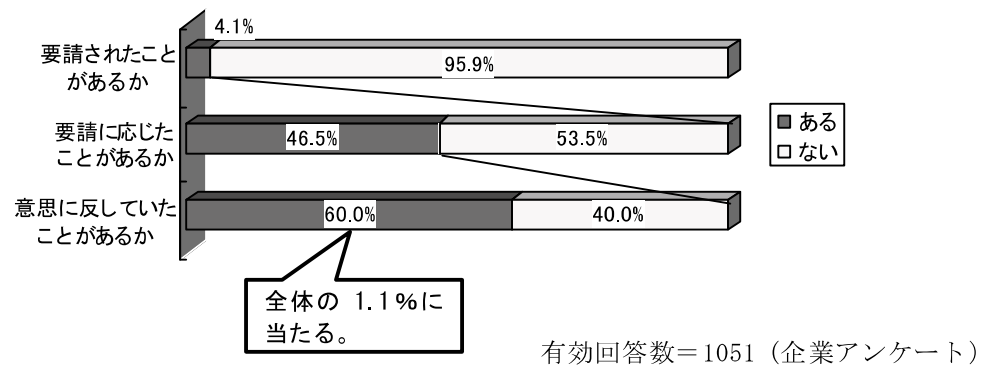
要請されたことがあると回答した企業に対して、要請に応じたことがあるかを質問したところ、応じたことがあると回答した企業が46.5%（前回調査 49.7%）であった。

また、要請に応じたことがあると回答した企業に対し、意思に反していたかを質問したところ、60.0%（前回調査 58.7%）が意思に反してい

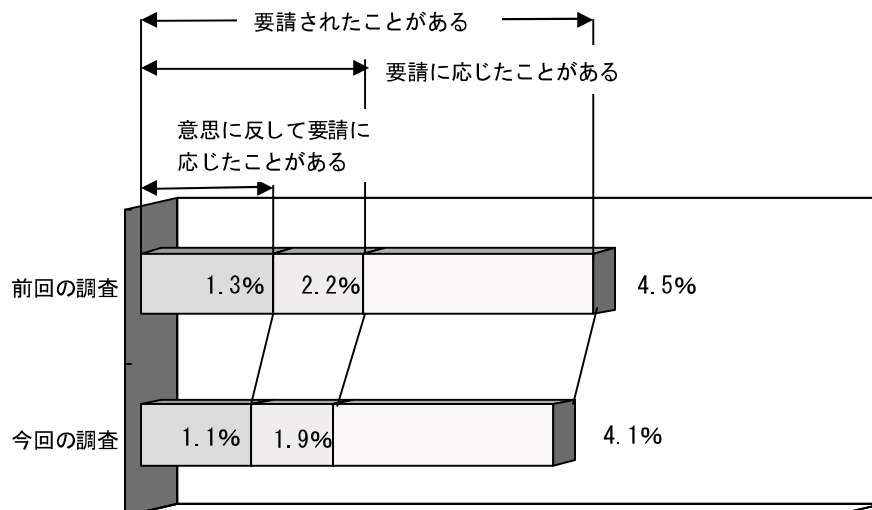
たとの回答であった。（この「意思に反して応じた」とする者の割合は全体の1.1%（前回調査1.3%）に当たる。）

前回調査と比較すると要請自体がわずかに減少しており、意思に反していたことがある者についても減少していた。

＜他の金融機関から借入れをしないことの要請＞

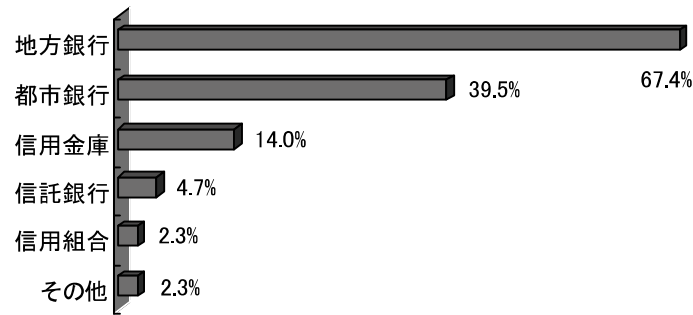


＜前回調査との比較（全体に対する割合）＞



当該要請を行ってきた金融機関について質問したところ、都市銀行が39.5%，地方銀行が67.4%という結果であった。

＜要請を行ってきた金融機関（複数回答）＞



有効回答数＝43（企業アンケート）

借り手企業へのヒアリングでは以下のような事例がみられた。

- 銀行間における借入シェアが偏ると、「他行からは借入をしないでほしい」などと要請してくる。

(2) 関連会社等の競争者と取引をしないことの要請

企業アンケート調査において、融資の申込みの際又は融資実行後に「当行（庫）の関連会社等と競争関係にある会社と取引をしないように」と要請されたことがあるかを質問したところ、3社（前回調査15社）の企業が要請されたことがあるとの回答であった。

要請されたことがあると回答した企業に、要請に応じたことがあるかを質問したところ、応じたことがあるとする企業はいなかった。（前回調査では1社が要請に応じ、意思に反していたことがあるとの回答。）

5 借り手企業の事業活動への関与

(1) 金融機関も保有している他企業株式を譲渡しないことの要請

前回調査では、取引上優越した地位にある金融機関が借り手企業に対して、次のような行為を行うことは独占禁止法上問題となるとの指摘を行ったところである。

- 要請に応じなければ今後の融資等に関し不利な取扱いをする旨を示唆すること等によって、自己又は自己の関連会社等の株式を取得させること。

企業アンケート調査において、借り手企業と融資をしている金融機関の双方が保有している他の事業者の株式について、金融機関から「他に譲渡しないように」又は「他に譲渡するに当たっては事前に報告するように」等と要請されたことがあるかを質問したところ、0.5%（前回調査0.5%）の企業が要請されたことがあるとの回答であった。

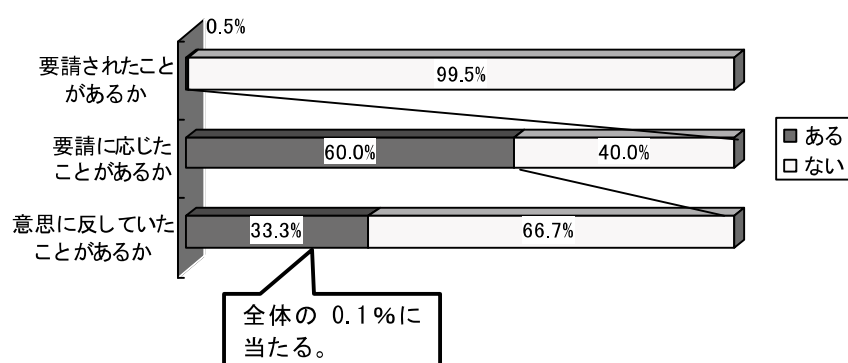
要請されたことがあると回答した企業に対し、要請に応じたことがあるか質問したところ、応じたことがあると回答した企業が 60.0%（前回調査 63.2%）であった。

また、要請に応じたことがあると回答した企業に対し、意思に反していたかを質問したところ、33.3%（前回調査 66.7%）が意思に反していたとの回答であった。

このような要請に対して「意思に反して応じた」とする者の割合は全体の 0.1%（前回調査 0.2%）であった。

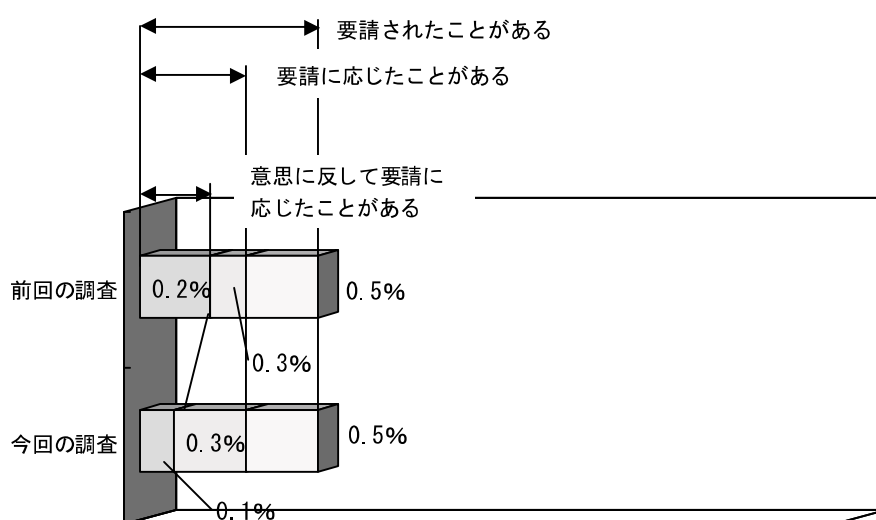
意思に反して応じた割合は前回調査と同様に少数にとどまっている。

<金融機関も保有している他企業株式を譲渡しないことの要請>



有効回答数=1053（企業アンケート）

<前回調査との比較（全体に対する割合）>



当該要請を行ってきた金融機関について質問したところ、都市銀行が 80.0%，地方銀行が 40.0%という結果であった。

企業アンケート調査では以下のような事例がみられた。

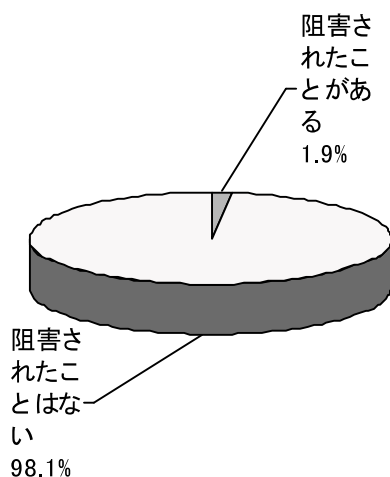
○ 譲渡する際には、自行には必ず報告するようにと念を押され、また、事前に報告するよう強く指示された。

(2) 経営の自由度を著しく阻害されることの要請

企業アンケート調査において、融資を受けていることを理由に、経営の自由度が阻害されたことがあるかを質問したところ、1.9%（前回調査1.7%）の企業が阻害されたことがあるとの回答であった。

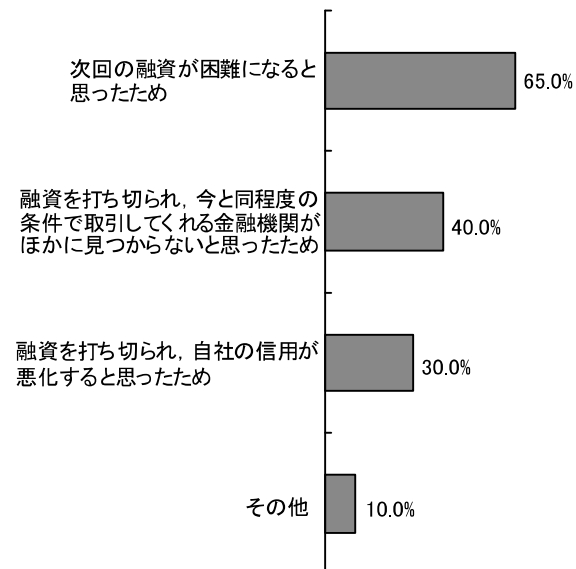
経営の自由度を著しく阻害されたことのある借り手企業の割合は、前回調査と同様に少数にとどまっている。

<経営の自由度を著しく阻害されることの要請>



有効回答数=1043（企業アンケート）

<要請に応じた理由（複数回答）>

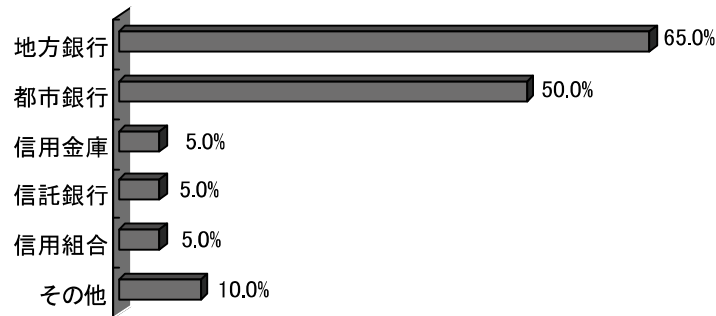


有効回答数=20（企業アンケート）

また、阻害された内容としては、「事業範囲への干渉」、「不動産の処分」、「財産処分への制限」といったものがみられ、このような要請に応じた理由について質問したところ、「次回の融資が困難になると思ったため」とする者が65.0%という結果であった。

当該要請を行ってきた金融機関について質問したところ、都市銀行が50.0%、地方銀行が65.0%という結果であった。

＜要請を行ってきた金融機関（複数回答）＞



有効回答数＝20（企業アンケート）

6 要請に対する企業の受け止め方

(1) 要請に対する断りにくさについての企業の感じ方

金融機関との取引関係については、中小企業は融資や融資条件において不利な取扱いを受けやすい傾向があり、不利な取扱いを受けないために金融機関の要請に応じているケースがあると考えられる。

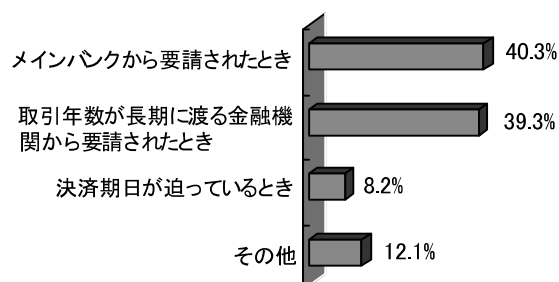
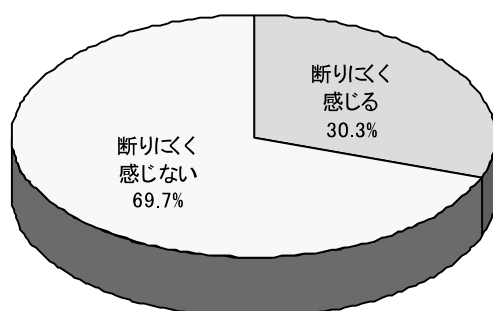
企業アンケート調査において、金融機関からの融資を受けていると、金融機関からの要請を断りにくく感じるかを聞いたところ、要請を断りにくく感じると回答した企業は30.3%であった。

前回調査では41.9%の企業が金融機関からの要請を断りにくく感じるとの回答であったことから、断りにくく感じるとの回答の数値は減少しているものの、依然として金融機関からの要請に対して断りにくく感じている借り手企業が少なくない状況がみられた。また、各種の要請は、金融機関の営業担当者レベルによって要請されるものが多いが、営業担当者の要請に借り手企業側が応じない場合には営業担当者的上司である課長や支店長といった者が要請を行うなど、必要以上に繰り返し要請されたとのケースが多くみられた。借り手企業側としては「単なる営業とは思えなくなる」とのことである。

また、金融機関からの要請を断りにくく感じる状況について質問したところ、「メインバンクから要請されたとき」が40.3%、次いで「取引年数が長期に渡る金融機関から要請されたとき」が39.3%という状況であった。

<金融機関からの要請を断りにくく感じるか>

<断りにくく感じる時>



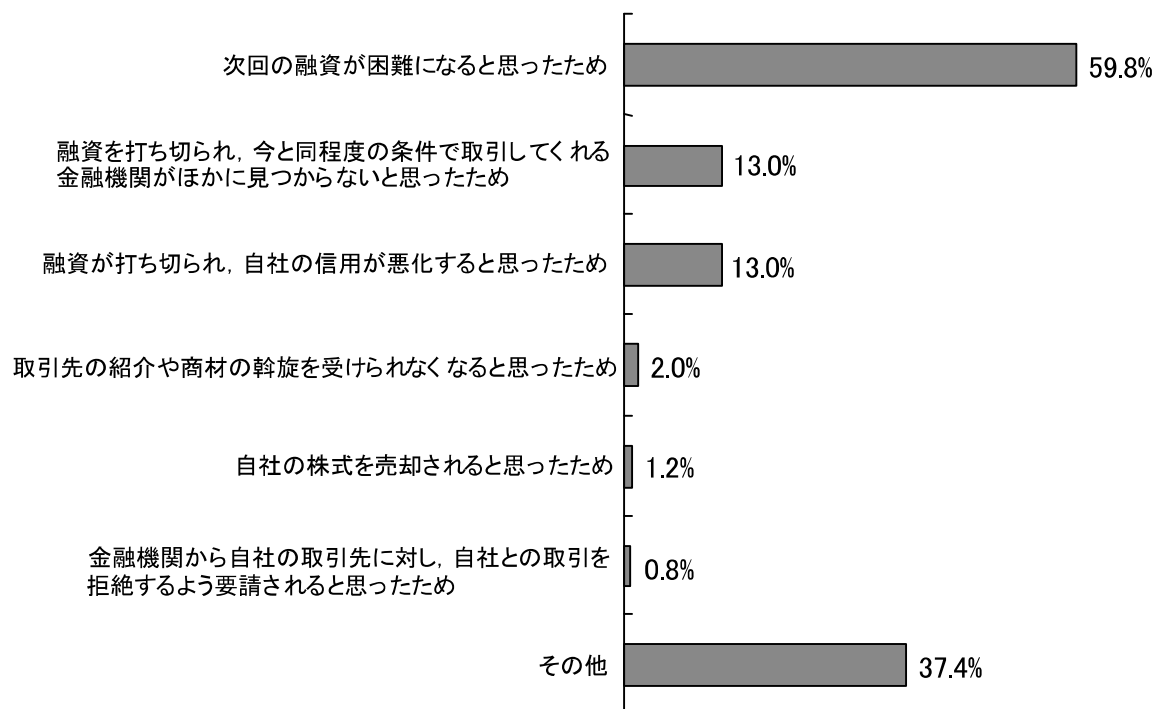
有効回答数=1006 (企業アンケート)

有効回答数=305 (企業アンケート)

(2) 意思に反して要請に応じた理由

上記1～5において、金融機関からの各種の要請に応じたことが、意思に反していたことがあるとする者に対して、要請に応じた理由を質問したところ、「次回の融資が困難になると思ったため」とする者が59.8%という結果であった。

<意思に反して要請に応じた理由（複数回答）>



有効回答数=246 (企業アンケート)

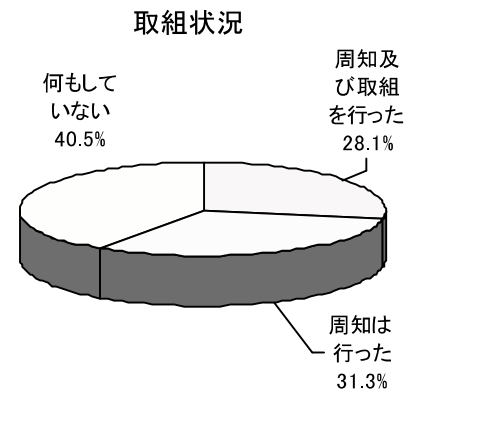
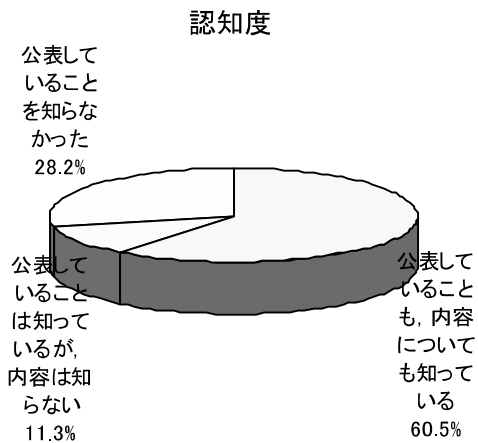
第5 法令遵守等に対する金融機関等の取組状況

金融機関と企業との関係について、当委員会では平成13年7月に取引慣行に関する実態調査報告書を公表し、また、平成16年12月には、金融機関における業務範囲の拡大、規制緩和に伴うガイドラインを策定している。さらに平成17年12月には、三井住友銀行による借り手に対する優越的地位の濫用について、独占禁止法違反の排除勧告をし、公表したところである。

金融機関に対して前回調査、ガイドライン、排除勧告に対する認識についてアンケートで質問したところ、報告書が公表されていることを「知らなかった」とするものが28.2%、また、「公表していることは知っているが、金融機関として特に何も対応を行っていない」とするものが40.5%みられた。同様にガイドラインについて知らなかったとするものが25.4%、対応を行っていないとするものが47.6%、排除勧告については、知らなかったとするものが5.6%、対応を行っていないとするものが2.9%という結果であった。

逆にこのような一連の経緯に対して、認識し、また、これを受け社内において周知や取組などのコンプライアンス整備を行っているとするものもみられた（報告書59.4%、ガイドライン52.4%、排除勧告71.0%）。周知の方法や取組の内容としては「研修会・説明会の開催」、「役員会での報告」などが見受けられた。

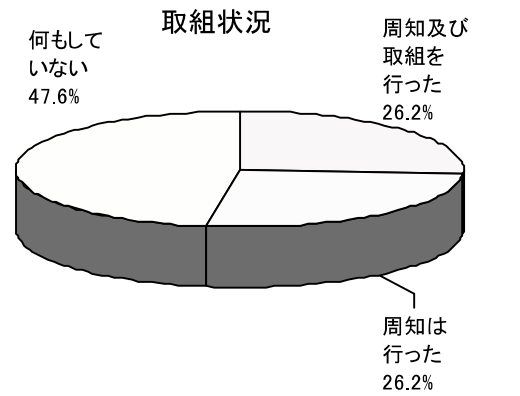
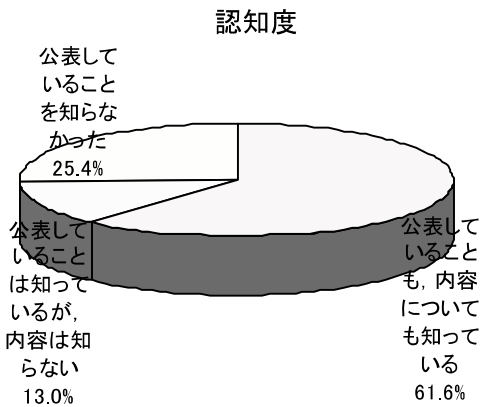
<金融機関の平成 13 年 7 月の調査報告書の認知度及び取組状況>



有効回答数=560 (金融機関アンケート)

有効回答数=402 (金融機関アンケート)

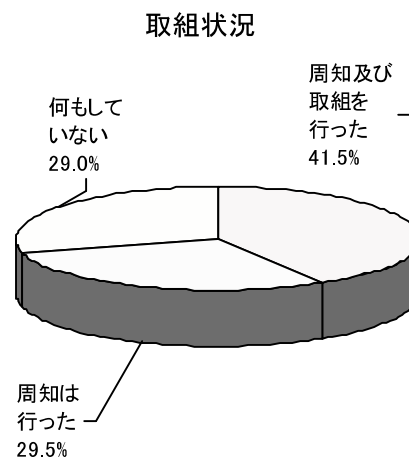
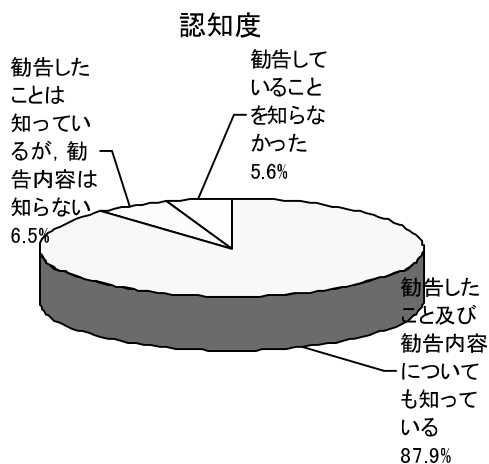
<金融機関の平成 16 年 12 月公表のガイドラインの認知度及び取組状況>



有効回答数=563 (金融機関アンケート)

有効回答数=420 (金融機関アンケート)

<金融機関の平成 17 年 12 月に行った排除勧告の認知度及び取組状況>



有効回答数=556 (金融機関アンケート)

有効回答数=525 (金融機関アンケート)

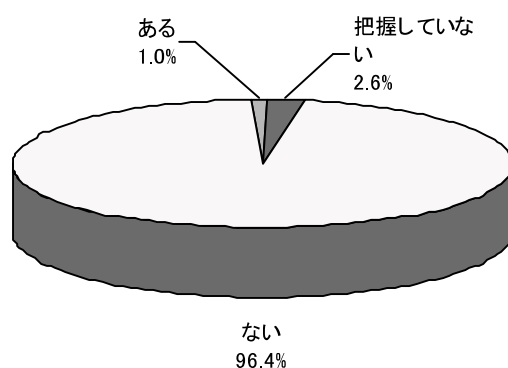
＜公表又は排除勧告を知らなかったと回答した金融機関数の内訳＞

	前回調査	ガイドライン	排除勧告
都市銀行	0	0	0
地方銀行	3	2	0
信用金庫	72	72	12
信用組合	62	50	15
その他	21	19	4
合計	158	143	31

周知や取組を行ったと回答した金融機関に対し、コンプライアンスに反するような行為があったかアンケートで確認したところ、「ない」と回答した金融機関が 96.4%、「ある」と回答した金融機関が 1.0%、「把握していない」と回答した金融機関が 2.6%という状況であった。

また、「ある」と回答した金融機関にコンプライアンスに反する行為の件数について確認したところ、5つの金融機関から13件の事例の報告があった。この内容について確認したところ、借り手事業者に対して「投資積立を販売していたことが、金融庁検査により圧力販売の疑義があるとの指摘を受けた」、「保険販売に当たって、金融機関が顧客より得た個人情報をもとに営業を行う場合には、個人情報を利用して営業を行う旨の同意を顧客より書面にて得るところ、契約と同日付で書面を徴収していた」や「営業店において、目標達成のための圧力的な貸出行為があった」等の回答であった。このような違反行為を踏まえ、圧力販売に対するチェック体制の強化、顧客への説明マニュアルや内部規定の制定や研修といった取組が図られたとのことである。

＜金融機関が把握している自行のコンプライアンス違反状況＞



有効回答数＝497（金融機関アンケート）

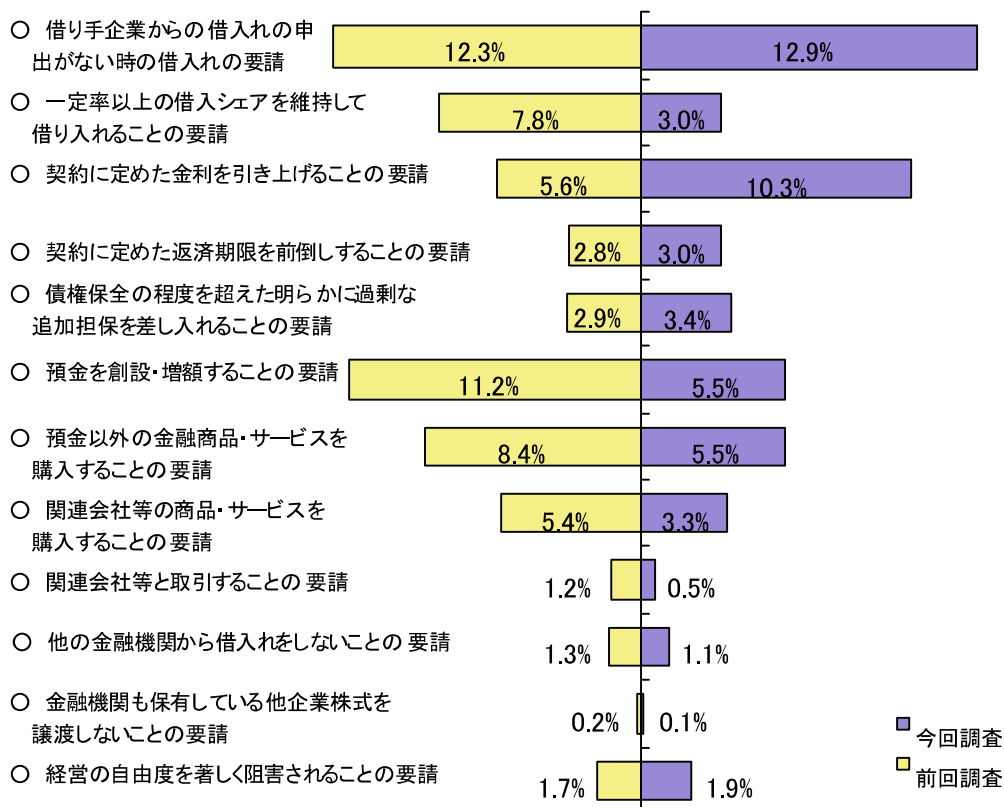
第6 競争政策上の評価

1 融資を背景とした金融機関による借り手企業に対する要請等

(1) 実態

ア 要請等の実態

<要請に対して意思に反して応じたとする借り手企業の割合>



有効回答数=246（企業アンケート）

個別の質問について、意思に反して応じたとする借り手企業の割合は、総じて減少しており、またヒアリングでは、ほとんどの企業が「ここ最近は特に要請等を受けたことはない」としており、三井住友銀行に対する排除勧告の件以降、政府及び各金融機関における取組に一定の効果が認められる。例えば、同事件において排除措置の対象となった「預金以外の金融商品・サービスを購入することの要請」について意思に反して応じたとする借り手企業の割合は、今回調査では5.5%となっており、前回調査の8.4%と比して改善の傾向がみられた。

その一方で、「契約で定めた金利の引上げの要請」など、前回調査に比べて「意思に反して要請に応じた」との回答の割合が増加しているものがみられるなど、前回調査において指摘した事例について、改善がみられないものがあった。

イ 要請に対する借り手企業の受け止め方

今回の調査においては、金融機関が借り手企業に対して各種の要請を行った場合、要請を受けた企業の30.3%は「断りにくく感じている」と考えており、前回調査（「断りにくく感じている」との回答が41.9%）に比べて、金融機関からの要請に対する断りにくさについての企業の感じ方に変化はみられるものの、依然として、金融機関と企業との取引においては独占禁止法上の問題が生じやすい状況があることは変わらない。

(2) 独占禁止法上の考え方

金融機関が借り手企業に対し各種の要請を行った場合、企業側にとって応じることを希望しないものであっても、今後の融資等への影響を懸念して要請に応じることがあり、優越的地位の濫用として独占禁止法上の問題を生じやすい。各種の営業・要請を行うに当たっては十分な注意が必要である。

したがって、前回調査においても指摘したとおり、金融機関は各種の要請を行うに当たっては、要請に応じなくてもそのことを理由として今後の融資等金融機関との関係において何らの不利益を与えるものでないことを事前に明示するなど、借り手企業の選択の自由を拘束することのないよう十分に留意する必要がある。また、貸出条件を変更する場合には、借り手企業の自由な経営判断を妨げるものがないよう、金融機関はその理由を説明し、十分に借り手企業と協議し、理解を得ることが望ましい。特に、前回調査で指摘したにも関わらず、今回の調査で改善のみられない事例につき、金融機関側の更なる改善への取組が求められる。

金融機関が借り手企業に対して行う各種の要請について、前回調査において整理した独占禁止法上の考え方は次のとおりであって、金融機関が、融資を通じた影響力を背景として、借り手企業に対して正常な商慣習に照らして不当に不利益となるような要請等を行うことは独占禁止法に違反するおそれがある。これらにつき各金融機関において再度確認する必要がある。

ア 融資に関する不利益な取引条件の設定・変更

融資に当たっての適用金利、返済期限、担保等の取引条件については、金融機関と借り手企業との間において、当事者間の自由かつ自主的な判断に基づく協議を通じて決定されるべきものである。

しかしながら、金融機関が、融資等を通じた影響力を背景として、借り手企業に対して、正常な商慣習に照らして不当に不利益となるように取引条件を設定・変更する場合には、当該借り手企業の自由かつ自主的な判断による取引が阻害され、当該借り手企業が競争上不利な地位に置かれるおそれがある。

例えば、取引上優越した地位にある金融機関が借り手企業に対して、以下のような行為を行うことは独占禁止法上問題となる（一般指定第14項）。

- 借り手企業に対し、その責めに帰すべき正当な事由がないのに、要請に応じなければ今後の融資等に関し不利な取扱いをする旨を示唆すること等によって、契約に定めた金利の引上げを受け入れさせ、又は、契約に定めた返済期限が到来する前に返済させること。
- 債権保全に必要な限度を超えて、過剰な追加担保を差し入れさせること。
- 借り手企業に対し、要請に応じなければ次回の融資が困難となる旨を示唆すること等によって、期末を越える短期間の借入れや一定率以上の借入シェアを維持した借入れを余儀無くさせること。

イ 自己の提供する金融商品・サービスの購入要請

金融機関が創意・工夫に基づいて金融商品・サービスを顧客に対し積極的に販売することは、金融機関の自由な事業活動の展開を示すものである。

しかしながら、金融機関が、融資等を通じた影響力を背景として、借り手企業に対して、自己の提供する金融商品・サービスを購入させる場合には、借り手企業の自由かつ自主的な判断による取引が阻害され、当該金融機関の競争者が競争上不利な地位に置かれるおそれがある。

例えば、取引上優越した地位にある金融機関が借り手企業に対して、以下のような行為を行うことは独占禁止法上問題となる（一般指定第14項）。

- 債権保全に必要な限度を超えて、融資に当たり定期預金等の創設・増額を受け入れさせ、又は、預金が担保として提供される合意がないにもかかわらず、その解約払出しに応じないこと。
- 借り手企業に対し、要請に応じなければ融資等に関し不利な取扱いをする旨を示唆して、自己の提供するファームバンキング、デリバティブ商品、社債受託管理等の金融商品・サービスの購入を要請すること。

ウ 関連会社等との取引の強要

金融機関が、融資等を通じた影響力を背景として、借り手企業に対して、自己の関連会社等との取引を強制する場合には、借り手企業の自由かつ自主的な判断による取引が阻害され、当該金融機関の関連会社等の競争者が競争上不利な地位に置かれるおそれがある。

例えば、金融機関が融資等を通じた影響力を背景として、以下のよう

な行為を行うことは独占禁止法上問題となる（一般指定第10項、第14項）。

- 融資に当たり、要請に応じなければ融資等に関し不利な取扱いをする旨を示唆して、自己の関連会社等が提供する保険等の金融商品の購入を要請すること。
- 融資に当たり、要請に応じなければ融資等に関し不利な取扱いをする旨を示唆して、社債の引受けや企業年金運用の受託等の金融サービスの購入を要請すること。
- 融資に当たり、自己の関連会社等と継続的に取引するよう強制すること。

エ 競争者との取引の制限

金融機関が、融資等を通じた影響力を背景として、借り手企業に対して、自己又は自己の関連会社等の競争者と取引しないようにさせる場合には、借り手企業は取引先選択の自由を制限され、当該金融機関又はその関連会社等の競争者の取引機会が減少するおそれがある。

例えば、金融機関が借り手企業に対して融資等を通じた影響力を背景として、以下のような行為を行うことは独占禁止法上問題となる（一般指定第13項、第14項）。

- 借り手企業に対し、他の金融機関から借入れを行う場合には貸出条件等を不利にする旨を示唆して、他の金融機関から借入れをしないよう要請すること。
- 自己の関連会社等の競争者との取引を制限することを条件として融資を行うこと。

オ 借り手企業の事業活動への関与

金融機関が、融資等を通じた影響力を背景として、借り手企業に対して、不当に事業活動に関与する場合には、当該借り手企業の自由かつ自主的な判断による事業活動が阻害され、当該借り手企業が競争上不利な地位に置かれるおそれがある。

例えば、取引上優越した地位にある金融機関が借り手企業に対して、以下のような行為を行うことは独占禁止法上問題となる（一般指定第14項）。

- 要請に応じなければ今後の融資等に関し不利な取扱いをする旨を示唆すること等によって、自己又は自己の関連会社等の株式を取得させること。
- 資金調達の選択又は資産処分に干渉するなど資金の調達・運用又は資産の管理・運用を拘束し、借り手企業に不利益を与えること。

2 金融機関のコンプライアンスの取組状況

(1) 業界全体としてのコンプライアンスの取組

前回調査やその後のガイドラインについて「公表していることを知らなかった」と回答する金融機関が 20%を超えていた。各団体において、会員金融機関に対する法令遵守に関する情報を再度周知徹底するなど、業界全体での法令遵守に対する取組の改善が強く求められる。

(2) 各金融機関におけるコンプライアンスの取組

ア コンプライアンスのための基本的情報の周知徹底

前回調査、ガイドライン、排除勧告を知っていたとする金融機関に対して、それらを踏まえたコンプライアンスの取組についてアンケートで質問したところ、報告書については 40.5%、ガイドラインについては 47.6%、排除勧告では 29.0%が「周知も取組もしていない」との回答であった。ガイドライン等の独占禁止法遵守のための基本的な情報を周知することはコンプライアンスの基本であるところ、個々の金融機関では、まずは平成 16 年 12 月に公表した「金融機関の業態区分の緩和及び業務範囲の拡大に伴う不公正な取引方法について」の趣旨及びこの報告書における指摘事項を再度周知徹底する必要がある。

イ コンプライアンスの実効性の確保

独占禁止法に関する企業コンプライアンスについては、マニュアルの作成あるいはコンプライアンス委員会の設置等の組織面での整備を行い、形式面でのコンプライアンス体制の整備を行う必要があるが、それだけでは実質的に企業コンプライアンスの向上が図られているとはいえない。金融機関に対するアンケートでは、前回調査、ガイドライン、排除勧告について、周知はしたが違反行為未然防止のためのチェック体制の強化等の取組は行っていないと回答したものが、それぞれについて約 3 割を占めており、これらの金融機関でのコンプライアンスのシステムの実効性確保は必ずしも十分ではない。

平成 18 年 5 月に公正取引委員会が公表した「企業におけるコンプライアンス体制について」の中で、各企業がコンプライアンスの向上を図る上で有効と思われる基本的考え方として、①「経営トップ自らによる企業コンプライアンスの重要性を、明確に、繰り返し、社内外に発信することが望ましい。」、②「監査（モニタリング）が有効に機能する体制を構築する必要がある。」、③「社員の倫理あるいは法令遵守意識の向上により、自発的に法令が守られるようにする必要がある。」、④「効果的な内部統制システムを確立することが重要である。」、⑤「法令に違反する行為が発見された場合の対応については、事前に方針を決定しておくとともに、経営トップに速やかに伝達され、判断される必要がある。」を示しているところ、各金融機関においても、こうした

基本的考え方を踏まえるなどして、内部におけるコンプライアンス体制について再度見直しを行い、コンプライアンスの実効性の確保に努めていくことが強く求められる。

第7 今後の対応

今回の調査により、公正取引委員会は、金融機関と借り手企業との取引における不公正な取引方法の実態を明らかにし、これに関する競争政策上の考え方を示した。

公正取引委員会としては、金融市場等における公正かつ自由な競争が維持・促進されるよう、各金融機関において本調査結果及び独占禁止法上の考え方を再度周知徹底するとともに、取引慣行の不断の見直し・点検が行われることを期待する。

公正取引委員会は、金融機関と借り手企業との取引が適正に行われるよう引き続き監視し、公正かつ自由な競争が阻害されているような事案に接した場合には、独占禁止法に基づき厳正に対処していく。